

日 教 庶 第 8 2 6 号

令和6年(2024年)3月15日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和5年度第12回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第13号により、下記のとおり令和5年度第12回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和6年(2024年)3月23日(土) 午後2時

開催場所

505会議室

案件

議案

第33号 第4次日野市学校教育基本構想の策定について

第34号 令和6年度(2024年度)の主要な取り組みの策定について

第35号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

第36号 教育委員会職員人事について

第37号 日野市立学校教員の措置について

第38号 日野市立学校における学校医の委嘱について

第39号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

第40号 教職員の内申の専決処分について

第41号 豊田小学校学校運営協議会委員の任命について

第42号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命について

第43号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について

第44号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について

第45号 日野第七小学校学校運営協議会委員の任命について

第46号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

第47号 仲田小学校学校運営協議会委員の任命について

第48号 日野市立教育センター所長の任命について

第49号 日野市社会教育施設（一部）個別施設計画の策定について

第50号 「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市文化財の指定について

協議事項

第9号 日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針(修正素案)について

第10号 市立幼稚園閉園計画（修正素案）について

請願

第5-12号 2021年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、オリパラレガシー”教育”で児童生徒に伝えて頂きたい（都教委に意見書提出も）等の請願

報告事項

第30号 「日野宿本陣上段の間」の東京都指定史跡への指定について

議案第33号

第4次日野市学校教育基本構想の策定について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
令和6年4月から5年間を計画期間とする第4次日野市学校教育基本構想を策定するものです。

第4次 日野市学校教育基本構想の策定について

1. 概要及び議案第33号提案理由

第3次日野市学校教育基本構想は、令和元年度から令和5年度が計画期間であり、令和6年度からは次期第4次日野市学校教育基本構想の策定及び制定が取り組むべき事項としてあげられているところです。また、令和5年度第2回教育委員会定例会協議事項第1号「第4次日野市学校教育基本構想の策定について」においては、協議事項として掲げながら、基本構想の策定の進め方については、ご承認をいただいております。

これらを受け、第4次日野市学校教育基本構想検討委員会を立ち上げながら、第4次日野市学校教育基本構想を令和5年5月から策定に向け進めてまいりました。

第4次日野市学校教育基本構想検討委員会において、構想の案が纏まりましたので、第4次日野市学校教育基本構想案を議案としてご提出し、本構想案を令和6年4月から第4次日野市学校教育基本構想として制定してよろしいかご審議いただくものです。

2. 第4次日野市学校教育基本構想期間

令和6年4月から令和11年3月末まで

3. 策定までの経過

(1) 第4次日野市学校教育基本構想検討委員会を年4回に渡り開催

第1回目（令和5年5月23日（火））

第2回目（令和5年7月25日（火））

第3回目（令和5年10月24日（火））

第4回目（令和6年2月17日（土））

(2) 策定にあたって、関係者からの主な意見収集

1) 既存の委員会、研修会（勉強会）、並びにワークショップ形式による関係者意見収集を実施

2) 総合教育会議（市長と教育委員の意見交換会）

3) パブリックコメントの実施

◎令和5年12月11日から令和6年1月10日まで実施

◎12件のご意見が寄せられ、第4回 第4次日野市学校教育基本構想検討委員会に於いて（別紙）のとおり回答することに決定いたしましたので、日野市HPに掲げております。

4. 第4次日野市学校教育基本構想の公表

(1) 公表時期等

◎令和6年4月の公表を予定

◎構想の公表にあたっては、広報ひの、日野市ホームページ等で公表

(2) その他

◎情報発信の一つであるパンフレットについて

- ・パンフレットは、年齢層等に応じながら、数種類の物を作り、伝わり易い内容にしていく
- ・異動や転入等で、新しくパンフレットに触れる方々に配慮し、説明動画等も用意していく

第4次日野市学校教育基本構想パブリックコメントの意見と回答について

1. パブリックコメントのご意見と回答

令和5年12月 11 日(月)から令和6年1月10日(水)まで、第4次日野市学校教育基本構想のパブリックコメントを実施し、延べ12件のご意見が寄せられました。第4回 第4次日野市学校教育基本構想検討委員会において、下記のとおりパブリックコメントの意見に対する回答を決定しましたので、ご報告いたします。

件数12件

項番	該当箇所	ご意見(原文)	検討委員会及び市教育委員会回答	構想への反映
01	子供と大人の 10+の姿	「探究的で深い学び」とありますが、耳なじみがなく、もう少し説明がほしいです。 現行学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が掲げられていますが、これを素案では「対話・協働」「探究的で深い学び」にわけたのでしょうか。また、子どもたちの多様な学びの選択とそれを支える姿を「探究的で深い学び」と一言でまとめるのはむずかしく(たとえば探究以外の学び方があります)、違う表現があるように思います。	ご意見をいただきありがとうございます。 ご指摘とおり、現行学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が掲げられていますが、構想案では「対話・協働」「探究的で深い学び」に分けております。構想案では、「対話・協働」については子供と大人を含めた目指す姿としており、現代社会の課題に向かう中、他者の意見を対話により最適解を導くなど、児童生徒や大人も含めて他者と協働しながら乗り越えていく姿が必要と想定したものです。 「探究的で深い学び」は、学校の目指す姿として、より明確に提示しています。学校の姿については、学習指導要領では、各教科等における道德教育(総合的な学習の時間)において、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する」としており、「探究的で深い学び」は、児童生徒自らが考え、問い、学ぶ姿勢を育んだり、応援することであると想定しております。	日野市教育委員会の考えは左記のとおりです。 構想(素案)の変更は行いません。
02	(補足)説明資料 P4	「構想の目指す姿」に赤字で「学校がオーナーシップをもち」とありますが、これは当たり前のことで、むしろ持っていなかったのかと残念に思いますので、もう少し意図が知りたいです。 学校というより、子どもたち一人ひとりがオーナーシップを持てる学校、のほうが、いわゆるこども真ん中社会では求められているように思いますが、いかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 「構想の目指す姿」に赤字で「学校がオーナーシップをもち」の記載理由については、各委員会等において、第3次学校教育基本構想から継承するポイントとして、「学校がオーナーシップをもつ」ということが引き続き重要であるというご意見もあり、根幹を示す意図で記載をしたものです。また、ご指摘のとおり、主体が「児童・生徒」になっていく施策も目指してまいりたいと考えております。	ご意見と日野市教育委員会の考えは同じものと考え、構想(素案)の変更は行いません。
03	(補足)説明資料	「説明資料」全般にいえませんが、目指す方向だけが端的にまとめられているので、	ご意見ありがとうございます。 目指す方向性を含め、構想案は、50+回のワークショップ、	日野市教育委員会の考えは左記のとおりです。

		上から降ってきてる印象がぬぐえません。 資料として長くなってしまいますが、項目を提示するにいたった背景もセットであれば、共感しやすいです。	14,000+人の声をまとめさせていただいたものです。 数多くの意見をまとめていく中、ありのままの意見を載せるなど端的にまとめた資料にしております。 今後、第4次学校教育基本構想を啓発する際には、伝え方等を含め工夫してまいりたいと思います。	構想(素案)の変更は行いません。
04	全体	添付した基本構想(素案)にありますような『多様なしあわせ』『多様な参画』『個性』『ありのまま』などという言葉に乗せて推し進められる LGBT 思想教育・包括的性教育に警戒していただきたいのです。 学校に講師を呼んで講演等させる際には特に注意してください。 子ども(特に女儿)の防犯は ○男性と女性の身体の違い ○それは変えることができない ○性と生殖において、痛みもリスクもキャリアの断絶も 全て女性の【身体】にかかってくる この 3 点を教えることから始まりますが 国連をはじめ、LGBT 思想界限や人間と性”教育研究協議会(性教協)が推進する包括的性教育はここを徹底的にぼやかします。 性行為は楽しいことだと具体的な技法まで教え性的なことを話すことやすること・性別が【しっくりこなれば変える】事を推奨します。これは子供の防犯意識を下げるものです。 国連からの勧告に対し政府は『日本では生徒の発達段階に応じて様々な視点からの、性教育がすでに学習指導要領に沿って提供されている。一般用語としての包括的性教育および UNESCO ガイドラインで提唱されている包括的性教育について、日本政府はいずれも受け入れない』と回答しています。 また、文科省から「生命の安全教育」という指針が出ています。こちらは、包括的性教育の良いエッセンスを取り入れつつ日本に相応しい穏当な内容で納得できます。 性教育はこちらを採用し進めていただきたいです。 (生命の安全教育の中身を包括的性教育寄りに書き換えようとする勢力に注意が必要なことも強調しておきます)	ご意見ありがとうございます。 LGBT や包括的性教育についてのご意見ということで理解いたしました。 日野市においては、学習指導要領及び今後策定される第4次学校教育基本構想に基づき、子供たちが「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来」をつくっていく力を育むことができるよう、教育の充実につとめてまいります。 貴重なご意見ありがとうございます。	構想(素案)の変更は行いません。
05	(補足)説明資料	構想に込められた想い、もしくは全体の土台、ベースとして、地域未来ビジョンと同様に	ご意見ありがとうございます。 「日野市子ども条例」「児童憲章」「児童の権利に関する条約」は	構想(素案)の変更は行いません。

		「日野市子ども条例」「児童憲章」「児童の権利に関する条約」にある、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利 についても言及されてもよいと思いますが、どこにも言及されていない →検討委員会においては話にのぼっていないのか？ →学校教育基本構想とは別という視点で考えているのか？ →地域未来ビジョンと基本構想の関係性も説明がないので何を言いたいのかよく分からない →日野市の教育はこれ、というのが素案からは見えてこない(日野市ならではのことは何？)	子供の権利を定め、子供が自分らしく、健全に育っていくことを保障するものであり、市教育委員会では大前提だと捉えており、その考えのもと第4次学校教育基本構想(素案)を策定しております。 また、地域未来ビジョンと基本構想の関係性については、説明資料 P3「日野地域未来ビジョン 2030」にも記載の通り、第4次学校教育基本構想(素案)の背景や想いには、日野市の上位計画を意識しながら、第4次学校教育基本構想を策定しております。 今後、第4次学校教育基本構想を説明していく上で、日野市の上位計画である「日野地域未来ビジョン 2030」との関係性等も取り入れていきたいと考えます。 また、第4次学校教育基本構想の特徴についてですが、構想の策定に向け、児童生徒または学校運営に関わる人の声(14,000 人の声)を凝縮し、言葉に纏めたものが、「子供と大人の 10+の姿」に表現されている等、子供たちの意見や声が凝縮された内容が第4次学校教育基本構想に反映されている点、また本構想を5年間進める上で、一例として「8+のプロジェクト」を示し、プロジェクト実施主体者が選択し易い、または自らプロジェクトも立てられるよう枠を拡げていること等が挙げられるかと思えます。	
06	(補足)説明資料	P4 第3次基本構想の理念の継承とあり、P29 以降に「対話」というキーワードが背景や右上に出てきているが、どのような目的や意図があって「対話」と描いてあるのかが伝わらない 例えば、「教育 DX」プロジェクトは、行政が主体の取り組みと書いてあるが、そこに「対話」がどのように関わってくるのか、見えてこない(誰と誰の対話？)	ご意見ありがとうございます。 ご意見をいただいた P29 の箇所では、「8+のプロジェクト」をご説明している箇所になります。 どんなプロジェクトを選択するのか、またプロジェクトを進める上で、他者の意見を聞き、自分の意見も伝え、対話を重ねながら最適解を導き出し、協働で乗り越えていくことが必要になってくると想定しております。 また、「教育 DX プロジェクト」に於いても、関係者の意見を聞き、対話を重ねながら DX をすすめていくことを想定しています。	日野市教育委員会の考えは左記のとおりです。 構想(素案)の変更は行いません。
07	基本方針	基本構想なのでどうしても抽象的、理念的なことがたくさん書いてあるが、基本方針をより目立たせないと、それぞれがぼやけていってしまい、この素案で何を伝えたいのか分かりにくくなってしまったように感じた。	ご意見ありがとうございます。 基本構想を具体的に実施していくのが「8+のプロジェクト」になります。 このプロジェクトがすすめる中で、より構想の目指す姿につながるよう推進してまいります。	構想(素案)の変更は行いません。

08	全体	また、3次基本構想の振り返り資料やアンケートを見ると、不登校が増えたり、1～2割が学校が楽しくない、勉強が分からない、という声もあった。 基本構想をベースに現在の課題にきちんと向き合って学校、保護者、地域、児童などがきちんと対話しながら子どもの権利を守っていけるような施策になるようにしてほしい。	ご意見ありがとうございます。 ご指摘いただいた通り、不登校児童、学校が楽しくない、勉強が分からない児童生徒に、寄り添いながら、学校、保護者、地域が連携して、対話をしながら子供の学びや幸せに寄り添っていくことが必要だと考えております。 貴重なご意見ありがとうございます。	構想(素案)の変更は行いません。
09	全体	基本構想への意見というよりも、構想に描いた「子どもと大人の10+の姿」を実現するために、ぜひ重点的に取り組んでほしいこととして、「包括的性教育」について取り上げて欲しいです。 「包括的性教育」は、「性教育」といより「人権教育」に近い内容だと思っています。 他人を尊重するためにも、自分を受け入れて愛するためにも、正しい知識が必要です。 セクハラ防止だとか、いじめ防止だとか、望まない妊娠対策だとか、表面だった現象・問題への対策も重要ですが、根本的な課題解決には、子どもにも大人にも、正しい知識を持たせることが重要ではないでしょうか。 子どもたちへの教育としても必要ですが、子どもたちへ関わる大人の理解も足りていないのが現状です。 現役保護者、これから親になるプレパパママ、幼保小中校の先生方など、まずは大人が正しい知識と理解を持って子供に接することができる状況へ向けた、取り組みを期待します。	ご意見ありがとうございます。 包括的性教育を進めるべきとのご意見ということで理解いたしました。 日野市においては、学習指導要領及び今後策定される第4次学校教育基本構想に基づき、子供たちが「すべての”いのち”がよろこびあふれる今と未来」をつくっていく力を育むことができるよう、人権教育や大人の学習も含め、教育の充実につとめてまいります。 貴重なご意見ありがとうございます。	構想(素案)の変更は行いません。
10	(補足)説明資料(P4 頁)	4頁の「1. 構想に込められた想い 日野市立学校管理職・教育委員との対話や第4次日野市学校教育基本構想策定委員会を踏まえた 第4次日野市学校教育基本構想の望む姿」は、1列目の「策定の手続・構想の位置付け」で、 ——①第3次基本構想の理念の継承 ②みんなの声で作成する構想 ③関係者それぞれが選択する裁量・余白のある構想 ④試行錯誤しながら肉付けしていく構想 ⑤策定のストーリーが追える構想 ⑥子供目線を大切にした構想 ⑦教職員の楽しさを大切にした構想 ⑧何をするか、何ができるかを明確にした構想 ⑨多様な子供たちにあった教育がなされる構想——	ご意見ありがとうございます。 基本構想以外のご指摘部分については、一つのご意見として承ります。 貴重なご意見ありがとうございます。	構想(素案)の変更は行いません。

		と記述している(便宜上、①～⑨の番号を当方で付した)。 このうち②③⑥⑦⑨を(口先だけ・形だけではなく)本当に実現するためには、日野市教育委員会が「校長を始めとする教職員」を通じて、「国を愛する態度」(総則・社会・道徳等)や、憲法の大原則である主権在民に反し天皇の治世の永続を願う意の歌「君が代」の起立・斉唱(社会・音楽・特活)を、児童生徒に強制・indoctrination している誤った政策を、改める必要がある。 旧文部省が教育勅語・国定教科書下、当時の子どもたちをモロ洗脳＝indoctrination し、戦場に駆り立て、アジアの人たちを大量虐殺し、国内でも沖縄・広島・長崎を始めとする多くの犠牲者を出した深い反省の上に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」制定した、日本国憲法第19条～21条は「政府等の国家権力が個々人の思想・信教・良心・表現の自由を侵害すること」を禁じている(子どもの権利条約も同内容)。 日野市教委は、この憲法・子どもの権利条約の理念・精神を踏まえ、(1)社会・道徳等で全体主義国・ロシアのように「国を愛する態度」をindoctrination せず、生命・人権尊重教育も重視し、いわゆる「愛国心」教育ではなく伝統文化理解教育に留める(その結果、国を無批判に愛するのではなく、国家体制・政府を批判し変革しようという子どもと、国を愛する子どもとの、両方が存在していくのが、民主主義の教育だ！)、(2)児童・生徒が主役の卒業式等では「君が代」は一切排除し、式場には児童・生徒の作品を飾り、児童・生徒の自己肯定感、ニセモノではない真のWell-being(身体的はもちろんだが、それだけでない精神的幸福感)を高めるよう、現在の誤った政策を、大幅に改めなければいけない。 そうしてこそ、②③⑥⑦⑨を(口先だけ・形だけではなく)本当に実現することが可能になる。 最後に、1976年の最高裁学テ判決は、学習指導要領の法的拘束力は「大綱的基準」としており、文部科学省(背後には保守系政治家の圧力があります)という国家権力によるフルスペックでの法的拘束力は認めていない。37歳・堀川拓郎氏の出向元の文科省も、官報告示する指導要領の	
--	--	--	--

		”法的拘束力”なるものを、この判決に従い「学校が教育課程を編成する際の大綱的基準」と言っている。「大綱的基準ゆえ、学校現場を一言一句拘束するのはNGのはずだ。 日野市教委はロシア、中国、北朝鮮、香港、ブッシュ子政権の”愛国者法”下の米国等の全体主義国と同じ、”愛国心教育””君が代”の起立の誤った政策を、やめて下さい。児童生徒の人権を大切にして下さい。		
11	(補足)説明資料 (P4 頁)	4頁の「1. 構想に込められた想い 日野市立学校管理職・教育委員との対話や第4次日野市学校教育基本構想策定委員会を踏まえた 第4次日野市学校教育基本構想の望む姿」は、2列目の「構想の目指す姿」で、 — ⑩ Well being と Sustainability を前に進める構想、⑪学校がオーナーシップをもち、応援される・元気になる構想、⑫バラエティのある取組を進める構想、⑬家庭・地域を含め、関係者がそれぞれの役割が明確化した構想、⑭みんなの声を大切にする構想、⑮子供たちが表現し合う構想、⑯他者を受け入れられる構想、⑰人間関係の形成、⑱教職員が働きやすいシステム、⑲具体的なプロジェクトとそれを支える体制—— と記述している(便宜上、⑩～⑲の番号を当方で付した)。 このうち、⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰、即ち、——児童・生徒の自己肯定感に直結する Well-being や、多様性に当たるバラエティ、(権力者である自民党・維新等の保守系政治家ではない、みんな＝一般市民の声を大切にする、(自他の人権尊重を含む、そして教委・校長等の国家権力側に言われた通り”君が代”時に起立してしまうのではない、対等・かつ温かい)人間関係の形成—— を実現していくには、「意見1」で述べた通り、現在日野市教委が犯している、”国を愛する態度”や”君が代”の起立・斉唱の児童生徒への強制＝indoctrination 等の誤った全体主義の政策を、大幅に改める必要がある。 日野市教委は口先だけ多様性を装っていてはいけない。 次に、⑪の ownership は、ネット検索すると、——個人が仕事に向き合う時の姿勢、関係性を表す言葉です。自分の担当する仕事を、命じられたからや	ご意見ありがとうございます。 学校の中で、各教職員が「対話」を通じて、子供の学びや目指す姿に対し、学校のそれぞれの特徴に応じた教育が実践されることを目指しています。 基本構想以外のご指摘部分については、一つのご意見として承ります。 貴重なご意見ありがとうございます。	構想(素案)の変更は行いません。

		るという消極的な向き合い方ではなく、自分自身の課題として主体性をもって取り組む姿勢をいいます。オーナーシップのある人は、仕事に対して自発的に動き、経営に対しても深い関心を持っているため、企業の一員として強い自覚を持っています。そして、今の組織のため、仕事ために何をすべきかを常に考えています。オーナーシップのある人は、企業への愛社精神も強く、離職率が低いことがわかっています。——と、出ている。。 「教職員が自分の仕事を、“上”からの命令通りやらされるのではなく、主体性をもってやる」という意味なら賛成する。だが、“組織のため”というのが、都教委の言う“上＝文科省B・都教員・校長”からの命令通り動く教職員作り、ということなら、強く反対する。 最後に、⑩「教職員が働きやすいシステム」は、「校長の(広義・狭義両面とも)職務命令で動かされる教員ではなく、また、職員会議が都・市教委や校長の伝達機関になるのではなく、時には(児童生徒のために)都・市教委や校長の方針に批判的な発言もする教員がもっと増えるべきだ。 特に、都教委が年間 35 時間も強制したオリパラ教育で、都教委作成の学習読本なる有害図書が『表彰式では国旗・国歌を使う』とウソを教えている(正しくは『表彰式では国・地域のオリパラ組織委員会の旗や歌を使う』です)」と真実を教える教員が多く出てほしい。 更に、「校長→副校長→主幹教諭→主任教諭→一般教諭」というピラミッド型の学校組織をやめ、フラットな同僚制重視の学校組織にするべきだ。上意下達の学校では教員の自尊感情・自己肯定感は損なわれるだけ。 ところで、2021 年5月3日の憲法記念日に朝日新聞が行なった「公立学校で君が代を起立・斉唱しなかった教員を、東京都教育委員会が(減給超の処分をしたのは違法であり、取消を命じる。しかし)戒告の処分はしてもいいんだ」という、最高裁判決に納得できるか」という世論調査で、「納得できない(六五%)」が「できる(三一%)」を大きく上回った。この通り、都教委の出した“君が代”不当処分は特定の思想に基づく政治的な処	
--	--	---	--

		分ゆえ、不当と考える人が多数なのだ。 都教育委員会の、2003 年当時の横山洋吉教育長(82 歳)ら官僚が保守系都議らと癒着し、「公立小中高校等の卒業・入学式で、教職員は式場舞台正面に掲揚した国旗に向かって起立し国歌を斉唱する。国歌はピアノ伴奏。不起立・不伴奏教職員は懲戒処分にする」等、「君が代」強制を強化する「10・23 通達」の廃にを、日野市教委は取り組み。それが教員の自尊心・自己肯定感を高めることになるから。		
12	(補足)説明資料 (P4 頁)	4 頁の「1. 構想に込められた想い 日野市立学校管理職・教育委員との対話や第4次日野市学校教育基本構想策定委員会を踏まえた 第4次日野市学校教育基本構想の望む姿」は、3列目の「構想の内容」で、 ——②① 具体の仕掛け、優先順位、展開計画が見える構想、②② 子供が選択できる活動がある構想、②③ 方向性で行うことが分かりやすい構想②④ 一人ひとりを大切にする構想、②⑤ 家庭・地域・学校の役割が明確な構想、②⑥ 施策と指標がある構想、②⑦ 具体的なプロジェクトがある構想、②⑧ コロナからの学びを加えた構想—— と記述している(便宜上、②⑩～②⑰の番号を当方で付した)。 このうち、②①「子供が選択できる活動がある構想」、②③「一人ひとりを大切にする構想」を、(口先だけ多様性を装うのではなく)真に実現していくには、「意見1」で述べた通り、現在日野市教委が犯している、「国を愛する態度」や「君が代」の起立・斉唱の児童生徒への強制＝indoctrination等の誤った全体主義の政策を、大幅に改める必要がある。 次に、②⑤家庭・地域・学校の役割が明確な構想は、「国家権力である日野市教委」が「主権者である家庭＝保護者や地域住民」に対し、「役割」なるものを押し付けるのは、主客転倒、烏滸(おこ)がましい。②④のような偉そうなことを言うな。 37 歳・堀川拓郎氏と日野市教委の教育委員らは近年、2つの別々の市民団体から出た請願を定例会において不採択にし続けている。保護者や地域住民の出す請願を採択するよう改心することから日野市教委は出直すべきだ。 最後に、②⑥「施策と指標がある構想」は、「国家権力である日野市教	ご意見ありがとうございます。 行政が役割を押し付けるのではなく、子供たちの未来を共に創っていくパートナーとして、「対話」をしながら進めていきたいと考えております。 施策と指標がある構想については、国や都の方向性は踏まえながら、50+ 回のワークショップ、14,000+人の声を重要視し、様々な立場の市民の方々からの意見から構想を策定しております。 基本構想以外のご指摘部分については、一つのご意見として承ります。 貴重なご意見ありがとうございます。	構想(素案)の変更は行いません。

		委」が、文科省や都教委の言う通り施策を下ろしたり指標を設定するのではなく、(保守系政治家や校長らではなく)市民の意見をよく聞いて、施策を大幅に改めたり、指標を大幅に改善したりするべきだ。		
--	--	---	--	--

以上

議案第34号

令和6年度（2024年度）の主要な取り組みの策定について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
令和6年度（2024年度）の主要な取り組みを策定するものです。

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
1	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・ 特色ある学校	特色ある学校づくり推進事業	学校や教員の資質向上、子供たちの学び、地域の特性を活かした学校づくりを支援するための研究奨励事業で、各学校の教育内容の充実を図る。 【特色ある学校づくり補助金】 ◎令和5年度 10校 ◎令和6年度 20校	拡充	○	12,876	教育指導課
2	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・ 第4次学校教育基本構想	第4次学校教育基本構想推進事業	第4次日野市学校教育基本構想を令和6年4月に制定し、令和6年度～令和10年度の5年間で計画を推進する。子ども・学校・家庭・地域（企業・大学等）・行政が主体となって本構想の基本方針を踏まえながら、8+のプロジェクトを年度ごとに選択・更新し、具体的な活動を実施する。本構想の推進を図るため、多様なプロジェクトへの支援（市補助制度）や、本構想を広く浸透させ（啓発リーフレットの発信）、先進校の視察等実施する。	新規	○	723	教育指導課
3	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・ スクールロイヤー	学校法律相談事業	スクールロイヤーを配置し、市立学校への法的支援体制を整備する。各校からの相談受付、支援、助言が円滑に実施し、学校現場で発生する様々な問題やトラブルの未然防止及び早期解決を図る。	新規	○	2,880	教育指導課
4	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・ 副校長補佐 ・ SSS ・ 部活指導員	学校における働き方改革推進事業	教員不足や、業務量が増大する実情を踏まえ、「副校長補佐」「スクール・サポート・スタッフ」「部活動指導員」を実施しながら、超過勤務時間の縮減等、学校の働き方改革を推進する事業を実施する。	拡充		200,738	教育指導課

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
5	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・学級支援員 ・介助員	学級支援員・介助員配置事業	【学級支援員】通常の学級に在籍する児童・生徒に対し、日常生活における安全確保や学習活動上の見守りや教員の指導補助等を行う。 【介助員】特別支援学級に在籍する児童・生徒の日常生活上の介助や安全確保、学習活動上の見守りや教員の指導補助等を行う	拡充		133,235	発達・教育支援課
6	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・幼児教育アドバイザー ・合同研修	幼児教育・保育連携推進事業	公私幼保といった運営主体や施設類型に関わらず、一人ひとりの多様性に配慮し、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供する。また、全ての子どもたちの小学校教育への円滑な接続を目指す。	拡充	○	13,122	学務課
7	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・豊田小学校改修	豊田小学校大規模改造事業	令和6年度から8年度にかけて校舎大規模改造、校庭改修等を実施し、学習環境の整備と併せた施設の長寿命化を図る。 令和6年度は校舎屋上防水改修、校舎3・4階の外壁改修、内装・家具の更新、照明LED化等大規模改造工事、図書室の拡張整備、教員用の更衣室・シャワー室整備等を実施する。	拡充	○	1,016,779	庶務課
8	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・小学校エアコン	小学校屋内運動場冷暖房設備設置事業	令和7年度までに市内小学校全17校の体育館に冷暖房を整備する。残り10校のうち令和6年度は5校に設置する。（日野四小、日野六小、平山小、日野八小、日野七小）	継続		377,817	庶務課
9	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・小学校トイレ	小学校トイレ改修事業	令和8年度までに市内小学校のトイレについて順次洋式化を含む改修を行う。残り7校のうち令和6年度は2校で改修を行う。（日野七小、仲田小）	継続		267,589	庶務課

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
10	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・施設修繕	施設整備事業	老朽化した学校施設・設備等について、優先順位が高く学校運営に支障がある、または高リスクな状態のものを個別に修繕・更新する。	継続		105,482	庶務課
11	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・通学路防犯カメラ	子どもの安全安心対策事業	通学路の防犯対策として、防犯カメラの維持管理を行う。放課後における見守り活動を補完するため、東京都の補助金を活用して防犯カメラ60台を購入し、学校等に意見を伺いながら、市内の通学路に設置する。	拡充		34,258	学務課
12	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・新たな学校づくり・社会教育施設づくり	新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進事業	児童生徒にとって適した教育・学習空間と市民の日常生活に欠かせない公共施設としての機能について、市民参画により会議体で検討する。 成果品として、①学校施設整備基本構想②施設整備方針③個別施設計画の3つの要素により構成される「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」を策定する。	新規	○	11,473	庶務課
13	第4次学校教育基本構想の推進	「学校を支える」プロジェクト	・給食費補助	学校給食（食材）費補助事業	物価高騰等の影響を受ける家庭の負担を急激に増やすことのないよう給食費改定に伴う値上げ相当額の補助を行う。	拡充		73,434	学務課

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
14	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・探究学習アドバイザー ・学校図書館司書	探究学習アドバイザー・図書館司書配置事業	市内小・中学校に学校図書館司書の配置、日野市教育委員会に探究学習アドバイザーの配置を実施し、学校図書館を「情報センター」「学習センター」としての機能を強化し、各学校図書館の向上も実施していく。 また、総合的な学習の時間等も活用しながら、探究的な学習に対する指導及び助言も実施していく。	新規 拡充	○	35,475	教育指導課
15	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・教育支援コーディネーター ・わかば教室	わかば教室運営事業（不登校児童・生徒の支援）	不登校支援を充実するため教育支援コーディネーターを新たに配置するとともに、わかば教室の運営を強化するために、カウンセラー等の配置を拡充する。	新規 拡充	○	41,675	教育センター
16	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・SSW	スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーは、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上の課題を抱える児童・生徒及びその家族に対し、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携し、児童・生徒の置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図る。	拡充		17,805	発達・教育支援課
17	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・校内登校支援教室 ・チャレンジクラス	個の状況にあわせた不登校支援事業	校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心して、自己存在感や充実感が感じられる場所を校内に設置、また支援員を配置する。支援員は、会計年度任用職員または有償ボランティアで実施する。 令和5年度は市内6校に配置を行い、令和6年度は新たに5校を追加した11校に支援員を配置する。 ※令和6年度、都「校内別室指導教員配置事業」にも参加し、教員の配置も実施していきながら、不登校への対策を支援する予定。	新規 拡充	○	54,101	教育指導課

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
18	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・リソースルーム	リソースルーム事業	通常の学級に在籍する障害のある子ども、または特定の教科学習の理解に困難を示している子どもに、在籍校で個別の学習指導を行う。平成23年度までに小学校全校で事業開始、平成30年度までに中学校全校で事業開始。	継続		91,651	発達・教育支援課
19	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・つぐみ学級 2校目検討	小学校自閉症・情緒障害特別支援学級新設検討事業	ニーズに応じて小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設を検討する。	拡充		36	発達・教育支援課
20	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・医療ケア児対応	医療的ケア児対応事業	医療的ケア児への対応を行う。医療的ケア児がいない場合は、各小・中学校を巡回し、病気による継続的に薬の服薬などが必要（インスリン注射ほか）な児童・生徒の状況や、対応する養護教諭や担任などの情報共有を行う。	新規	○	145	発達・教育支援課
21	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・地域の多様な学びの場構築	多様な学びの場構築 広域連携事業	多摩市と連携して、学校へ通いづらい子どもたちと、地域活動を行う大人たちが地域の社会的資源を活かしながら多世代交流できる居場所づくり事業「多様な学びの場構築広域連携事業」を実施する。	新規	○	5,000	中央公民館
22	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・就学支援	就学援助事業	経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な経費の援助を行う。	継続		166,348	庶務課
23	第4次学校教育基本構想の推進	「多様な学びと学び方」プロジェクト	・高校生奨学金	奨学金支給事業	市内居住の高校生で経済的理由により就学が困難な者に対し、月額1万円の奨学金を支給し、教育上の機会均等を図る。	継続		22,800	庶務課

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
24	第4次学校教育基本構想の推進	「教育DX」プロジェクト	・クラウド化 ・電子書籍 ・何でも相談 ・スクリーニングツール	ICT活用教育推進事業	校務支援システムの更改をはじめとする、学校現場のICT活用の業務支援やICT教育の推進に関わる事業を実施する。	新規		202,040	教育指導課
25	第4次学校教育基本構想の推進	「教育DX」プロジェクト	・特別教育支援支援システム ・かしのきシート	特別支援教育支援システム改修	・かしのきシートの内容を国モデルに合わせるための発達・教育支援システム及び校務支援システムの改修 ・教員の指導力向上に資する教育支援計画等のプラン、教材等の支援システムを数校に新規導入。	新規	○	5,320	発達・教育支援課
26	第4次学校教育基本構想の推進	「教育DX」プロジェクト	・教師用デジタル教科書	教育指導一般事業	デジタル教科書の普及に向け、教師用デジタル教科書の整備の実施、また学習者用デジタル教科書実証事業にも参加し事業を実施する。	新規		72,953	教育指導課

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
27	第4次学校教育基本構想の推進	「スクールコミュニティ」プロジェクト	・コミュニティスクール	コミュニティ・スクール運営事業	・既導入校へのフォローアップ体制を整備し、コミュニティ・スクール制度の運営を支援しながら運営ノウハウの蓄積を行う。 ・未導入校については、関係部署と連携しながら学校及び地域の実情把握を進めて課題を整理し、制度導入に向けた支援、助言を積極的に行う。 ・全校導入に向け、上記の要素を含む具体的な実施計画を策定する。	拡充		2,264	教育指導課 生涯学習課
28	第4次学校教育基本構想の推進	「スクールコミュニティ」プロジェクト	・ひのスポ！ひのカル！ ・給付型奨学金	地域クラブ活動体制整備事業	①地域と連携して実施する地域クラブ活動「ひのスポ！！ひのカル！」を運営し、地域企業・団体と共に地域文化スポーツ連携協議会の中で、地域クラブ活動の運営について協議しながら推進する。 ②就学援助世帯の生徒を対象に、地域企業・団体が行う地域クラブ活動に通うための費用に利用できるよう、給付型体験奨学金「ひのスポ！ひのカル！奨学金」として支給する。	新規	○	5,000	教育指導課

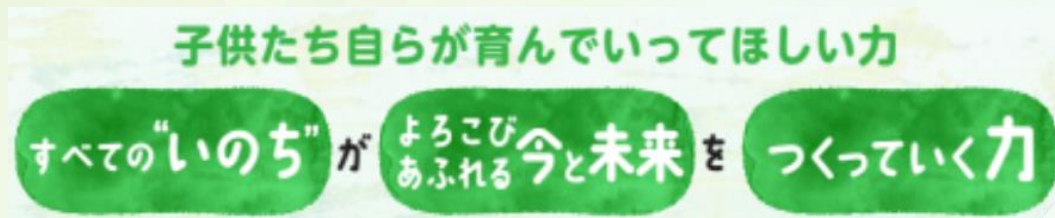
令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
29	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	豊かな生涯学習環境の実現	・体育施設修繕	小・中学校施設・体育施設開放事業	体育施設開放におけるナイター照明設備の設置全校の一斉点検及びテニスコートの整地を実施し、安全で安心して利用できる環境を図る。	拡充	○	1,507	生涯学習課
【再掲】 30	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	豊かな生涯学習環境の実現	・新たな学校づくり・社会教育施設づくり	新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進事業	児童生徒にとって適した教育・学習空間と市民の日常生活に欠かせない公共施設としての機能について、市民参画により会議体で検討する。 成果品として、①学校施設整備基本構想②施設整備方針③個別施設計画の3つの要素により構成される「新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画」を策定する。	継続	○	11,473	庶務課
31	生涯学習推進基本構想・基本計画の推進	豊かな生涯学習環境の実現	・公立及び学校図書館DX化 ・電子書籍	公立図書館及び学校図書館DX化事業	公立図書館で電子図書館サービスを開始し、市民が本や情報と出会い、発見する環境や機会を創出・拡充するため、さらに教育指導課と連携し、児童生徒が学習用端末で本が読める電子書籍サービスを新たに開始する。	新規	○	12,790	図書館

令和6年度(2024年度)主要な取り組み

	部門	プロジェクト・理念	キーワード	事業名	事業概要	事業区分	重点事業	予算額（千円）	主管課
【再掲】 32	生涯学習推進基本 構想・基本計画の 推進	豊かな生涯学習環境の 実現	・地域の多様な学び の場構築	多様な学びの場構築 広域連携事業	多摩市と連携して、学校へ通いづらい子どもたち と、地域活動を行う大人たちが地域の社会的資源を 活かしながら多世代交流できる居場所づくり事業 「多様な学びの場構築広域連携事業」を実施する。	新規	○	5,000	中央公民館
33	生涯学習推進基本 構想・基本計画の 推進	豊かな生涯学習環境の 実現	・多世代交流	第2次日野市公民館基 本構想・基本計画の 推進事業	・第2次日野市公民館基本構想・基本計画の中間検 証を踏まえ、地域住民による子どものため居場所づ くりを応援する事業を充実させ、地域と学校を結ぶ ことで新たな学びを生み出し、多世代交流を促す事 業を展開する。	拡充	○	-	中央公民館
34	生涯学習推進基本 構想・基本計画の 推進	豊かな生涯学習環境の 実現	・歴史的公文書のデ ジタル化	歴史的公文書デジタ ル化業務委託料	ふるさと文化財課・図書館の政策連携事業として、 〔(仮称)デジタルアーカイブ日野〕の構築を目指 し、歴史的公文書のデジタル化を実施。主に旧七生 村の行政文書をデジタル化する。	継続		3,000	ふるさと 文化財課
35	生涯学習推進基本 構想・基本計画の 推進	豊かな生涯学習環境の 実現	・エコミュージアム	百草・倉沢エコ ミュージアム事業	百草・倉沢地区を対象に、市民協働により地域の魅 力を発見・発信する事業。従前の真慈悲寺調査探求 事業、考古学体験事業に加え、当該地域で活動する 住民、事業者と連携した事業を実施する。	継続		3,026	ふるさと 文化財課

第4次日野市学校教育基本構想に基づく令和6年度重点施策



3つの基本方針

みんなが当事者として、自ら歩む道をつくる

みんなの多様な学びと多様なしあわせをつくる

社会と未来に開き、みんなでつくる

行政が取り組む4つのプロジェクト

1. 「学校を支える」プロジェクト

- 各学校が取り組むプロジェクトへの支援
 - 特色ある学校づくり補助金【**拡充**】
 - 研究奨励事業、校内研究への補助
 - 第4次学校教育基本構想推進のための研修・交流の充実【**新規**】
- 学校支援体制の拡充
 - スクールロイヤーの配置【**新規**】
 - 副校長補佐、SSS、部活動指導員等の配置【**拡充**】
 - 学級支援員・介助員の配置【**拡充**】
- 幼保小連携の推進
 - 幼児教育アドバイザーの配置、公私立・幼保合同の研修等の充実【**拡充**】
 - 公立幼稚園における未就園児の定期的な預かりの実施【**新規**】
- 学校施設等の整備・充実
 - 豊田小学校改修、小学校体育館エアコン設置、トイレ改修【**拡充**】
 - 通学路防犯カメラの整備【**拡充**】
 - 新たな学校施設・社会教育施設づくり推進計画の策定【**新規**】
- 学校給食費への補助【**拡充**】

2. 「多様な学びと学び方」プロジェクト

- 探究的な学びの推進
 - 探究学習アドバイザーの配置（4次構想推進、学校図書館・地域人材の活用推進）【**新規**】
 - 学校図書館司書の全校配置【**拡充**】
- 多様な学びとインクルージョンの推進
 - 教育支援コーディネーターの配置（不登校対応、フリースクール連携、学校経営支援等）【**新規**】
 - SSWの配置【**拡充**】
 - わかば教室の体制充実（登校支援員、心理士等）、オンラインわかばの実施拡大【**拡充**】
 - 校内登校支援教室の拡大（5校拡大）【**拡充**】
 - チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の開設【**新規**】
 - リソースルーム（個別学習指導の場）の全校実施
 - つぐみ学級（小学校自閉症・情緒障害特別支援学級）2校目設置の検討【**拡充**】
 - 医療的ケア児への対応に向けた看護師の配置【**新規**】
 - 不登校支援に関する方針の策定【**新規**】
 - 学校に通いづらい子供等を対象とした、地域の多様な学びの場構築（多摩市との広域連携事業）【**新規**】

3. 「教育DX」プロジェクト

- 校務のDX
 - 地域校務端末の更新・学習用端末との一台化【R5 新規】
 - 校務支援システムのクラウド化【**新規**】
 - 特別支援教育支援システムの導入（実証）【**新規**】
 - かのきシートの利便性向上のための、発達・教育支援システム及び校務支援システムの改修【**新規**】
- 新しい教科書に対応した教師用デジタル教科書の配備【**新規**】
- 1人1台端末の活用
 - 1人1台端末を活用した電子書籍の導入【**新規**】
 - 1人1台端末を活用した子供なんでも相談の開始【**新規**】
 - 1人1台端末を活用した心身不調スクリーニングツールの導入（実証）【**新規**】

4. 「スクールコミュニティ」プロジェクト

- コミュニティスクールの設置推進（4校→8校）【**拡充**】
- 部活動改革の推進
 - 地域スポーツ推進コーディネーターの配置【R5新規】
 - ひのスポ！・ひのカル！の本格実施【**新規**】
 - 低所得世帯に向けた給付型奨学金事業の実施（実証）【**新規**】
- コミュニティスクール・地域学校協働本部に関する方針の策定【**新規**】

日野市生涯学習推進基本構想・基本計画

（日野まなびあいプラン）に基づく令和6年度重点施策

5. 豊かな生涯学習環境の実現

- 多様な活動の場の創出
 - 小中学校施設・体育施設の修繕【**拡充**】
 - （再掲）コミュニティスクール・地域学校協働本部に関する方針の策定【**新規**】
- （再掲）新たな学校施設・社会教育施設づくり推進計画の策定【**新規**】
- 第4次図書館基本計画の推進
 - 公立図書館及び学校図書館のDX化（電子図書館サービスの開始）【**新規**】

- 第2次公民館基本構想・基本計画の推進
 - （再掲）学校に通いづらい子供等を対象とした、地域の多様な学びの場構築（多摩市との広域連携事業）【**新規**】
 - 若者・子育て世代の学習支援を核にした多世代交流の創出【**拡充**】

日野まなびあいプラン
やりたいことが
ここにある



議案第35号

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

生涯学習課から中央公民館への事務移管に伴い、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局処務規則（平成16年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育部の部生涯学習課の款を次のように改める。

生涯学習課

生涯学習係

- (1) 生涯学習の振興に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 生涯学習に関する総合的な計画の策定及び総合調整に関すること。
- (4) 地域学校協働活動に関すること。
- (5) 関係団体の助成及び育成に関すること。
- (6) 学校開放（教室及び体育施設）に関すること。
- (7) 課内の庶務に関すること。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の新旧対照表

は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第4条 略 (事務分掌) 第5条 略 教育部 庶務課～教育指導課 略 <u>生涯学習課</u> <u>生涯学習係</u> (1) <u>生涯学習の振興に関すること。</u> (2) <u>社会教育委員に関すること。</u> (3) <u>生涯学習に関する総合的な計画の策定及び総合調整に関すること。</u> (4) <u>地域学校協働活動に関すること。</u> (5) <u>関係団体の助成及び育成に関すること。</u> (6) <u>学校開放(教室及び体育施設)に関すること。</u> (7) <u>課内の庶務に関すること。</u> ふるさと文化財課、発達・教育支援課 略 第6条 以下略	第1条～第4条 略 (事務分掌) 第5条 略 教育部 庶務課～教育指導課 略 <u>生涯学習課</u> <u>生涯学習係</u> (1) <u>生涯学習の振興に関すること。</u> (2) <u>社会教育委員に関すること。</u> (3) <u>生涯学習に関する総合的な計画の策定及び総合調整に関すること。</u> (4) <u>青少年教育に関すること。</u> (5) <u>家庭教育に関すること。</u> (6) <u>関係団体の助成及び育成に関すること。</u> (7) <u>学校開放(教室及び体育施設)に関すること。</u> (8) <u>課内の庶務に関すること。</u> ふるさと文化財課、発達・教育支援課 略 第6条 以下略

議案第36号

教育委員会職員人事について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

省略

省略

省略

省略

省略

省略

議案第37号

日野市立学校教員の措置について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

非公開

非公開

非公開

非公開

議案第38号

日野市立学校における学校医の委嘱について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

委嘱を決定した学校医から、令和6年3月8日付けで辞退する申し出があったため、その後任者を新たに令和6・7年度の学校医として委嘱するものです。

1. 令和6・7年度日野市立学校の学校医委嘱者

(1) 小学校

学校名	科別	氏名	住所
豊田小学校	耳鼻科	鈴木 勲	
日野第三小学校	耳鼻科	横山 正人	

(2) 中学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第四中学校	耳鼻科	内野 盛恵	
大坂上中学校	耳鼻科	谷 合 隆	

2. 学校医の任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 令和6・7年度日野市立学校の学校医辞退者

(1) 小学校

学校名	科別	氏名	住所
豊田小学校	耳鼻科	安藤 裕史	
日野第三小学校			

(2) 中学校

学校名	科別	氏名	住所
日野第四中学校	耳鼻科	安藤 裕史	
大坂上中学校			

《日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則》

第2条 学校医等は、非常勤の職員とし、教育委員会が委嘱する。

第3条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学校医等が欠けたとき及び新設された学校には、学校医等を充足することができる。その任期は、前任者又は他校現任者の残任期間とする。

議案第39号

日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
令和6年度日野市立学校教科用図書の採択にあたって要綱を制定するものです。

日野市立学校教科用図書採択要綱

令和6年4月1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が日野市立学校の教科用図書の採択に当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択を行う教科用図書)

第2条 採択を行う教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から採択する。

2 特別支援学級用教科用図書については、前項の規定により採択した教科用図書のほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の定めにより、同法第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるものとし、その採択の方法は別に定める。

3 採択を行う教科用図書は、別表第1のとおりとする。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までとする。

(採択に関する組織の設置)

第4条 教育委員会は、自らの責任と権限において、教科用図書採択を適正かつ公正に行うために教科用図書採択審議会（以下「審議会」という。）及び別表第2に掲げる教科用図書採択教科委員会（以下「教科委員会」という。）を置く。

(審議会の構成等)

第5条 審議会は、別表第3に掲げる区分ごとに教育委員会が委嘱した委員9人をもって構成する。

2 審議会には、会長及び副会長を置く。

3 審議会の会長は、校長の中から選出し、副会長は委員の互選とする。

4 会長は、審議会を代表し、審議会を主宰する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 審議会の委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。

- 8 審議会の会議、議事等は、公開しない。
- 9 審議会の委員の氏名等は、任期中は公表しない。

(教科委員会の構成等)

第6条 教科委員会は、別表第4に掲げる区分ごとに教育委員会が委嘱した委員により構成する。

- 2 教科委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 教科委員会の委員長は、校長又は副校長とする。副委員長は委員の互選とする。
- 4 委員長は、教科委員会を代表し、教科委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 教科委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 教科委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 8 教科委員会の会議、議事等は、公開しない。
- 9 教科委員の氏名等は、任期中は公表しない。

(審議会等の任務)

第7条 審議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の諮問を受け、教科用図書について、教科委員会からの調査研究報告書を基に総合的に検討、審議し、審議の結果を教科委員会からの調査研究報告書及び日野市立学校（以下「学校」という。）からの調査研究報告書を添えて第1号様式により教育委員会に答申すること。
- (2) 必要に応じて、教科委員会に改めて調査及び報告を求めること。
- 2 教科委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 学校から報告のあった調査研究報告書等を基に、教科用図書について各委員の専門的な見地から調査研究をすること。
 - (2) 必要に応じて、学校に改めて調査及び報告を求めること。
 - (3) 調査研究の内容を第2号様式にまとめ、学校からの調査研究報告書を添えて審議会に報告すること。なお、報告に当たり、教科委員会の委員長又は副委員長は、審議会に出席し、調査研究の経過及び内容を報告する。
- 3 学校の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 教科用図書について調査研究し、第3号様式により教科委員会に報告すること。
なお、調査研究は当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭が、当該学校の校長の権限のもとに行い、副校長はこれを補佐する。

(委員資格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会の委員及び教科委員会の委員に就任することができない。

- (1) 教科用図書又は教科用指導書の発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者

及び3親等内の親族

- (2) 前号の発行者の事業運営に事実上重要な影響力を有している者
- (3) 令和6年度の採択に係る教科用図書又は教科用指導書の編著作者（事実上編著作に参加し、又は協力した者を含む。）
- (4) 前号の編著者が団体であるときは、その団体の役員及びこれに準ずる者
- (5) 教科用図書の供給の事業を行う者及び従業員
- (6) 過去において特定の教科用図書について、賛否の宣伝・普及につとめた者

2 教育委員会は、前項の委員の選任に当たり、前項の各号のいずれにも該当しない旨の確認を求めるものとする。

（採択結果等の公表、公開）

第9条 教育委員会で決定した結果は、東京都教育委員会に報告を行った後に公表する。

2 学校及び教科委員会が作成した調査研究報告書並びに審議会が作成した答申書は、日野市情報公開条例（平成13年条例第32号）の規定に基づき公開する。

（守秘義務）

第10条 審議会の委員及び教科委員会の委員は、教科用図書採択に関して職務上知り得た事実を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（意見の聴取）

第11条 教育委員会は、必要に応じて、関係者の意見を聴くことができる。

（庶務）

第12条 審議会に関する庶務は、教育部教育指導課指導係において処理する。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年8月31日限りでその効力を失う。

別表第 1（第 2 条関係）

中学校	16 種目	国語、書写、地理、歴史、公民、地図、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽）、美術、保健体育、技術、家庭、英語、道徳
-----	-------	---

別表第 2（第 4 条関係）

中学校	13 教科委員会	国語・書写、地理・地図、歴史、公民、数学、理科、音楽（一般・器楽）、美術、保健体育、技術、家庭、英語、道徳
-----	----------	---

別表第 3（第 5 条関係）

校長	2 人
副校長	1 人
保護者	6 人

- 1 校長は日野市立小学校の校長の中から 1 名、日野市立中学校の校長の中から 1 名選任する。
また副校長は日野市立中学校の副校長の中から 1 名選任する。
- 2 保護者は日野市立学校の PTA の中から 6 名の代表を選任する。ただし日野市立学校の教員は除くものとする。
- 3 保護者の内訳は小学校保護者 2 人、中学校保護者 4 人とする。

別表第 4（第 6 条関係）

校長または副校長 主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭	各教科委員会に 1 人 各教科委員会に 4 人以上 6 人以内
-------------------------------	------------------------------------

- 1 校長または副校長は日野市立中学校の校長または副校長の中から選任する。
- 2 主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭は、日野市立中学校の主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭の中から選任する。

日野市立学校教科用図書 答申書

日野市教育委員会 様

年 月 日

審議会長

印

種目	発行者	教科書名	教科書番号
----	-----	------	-------

調査研究の観点	審議の結果
1 学習指導要領との関連 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力 (3)学びに向かう力・人間性	
2 編集上の工夫 多様な学びと学び方への対応	
3 地域との関連	
4 構成・単元の配列 問題解決・課題の発見	
5 表記・表現	
6 特記事項	

日野市立学校教科用図書 調査研究報告書

審議会会長 様

年 月 日

教科委員会

委員長

印

種目	発行者	教科書名	教科書番号
----	-----	------	-------

調査研究の観点	審議の結果
1 学習指導要領との関連 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力 (3)学びに向かう力・人間性	
2 編集上の工夫 多様な学びと学び方への対応	
3 地域との関連	
4 構成・単元の配列 問題解決・課題の発見	
5 表記・表現	
6 特記事項	

日野市立学校教科用図書 調査研究報告書

年 月 日

教科委員長 様

学校名

学校長

印

種目	発行者	教科書名	教科書番号
----	-----	------	-------

調査研究の観点	審議の結果
1 学習指導要領との関連 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力 (3)学びに向かう力・人間性	
2 編集上の工夫 多様な学びと学び方への対応	
3 地域との関連	
4 構成・単元の配列 問題解決・課題の発見	
5 表記・表現	
6 特記事項	

議案第40号

教職員の内申の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
教育長専決により内申したので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第41号

豊田小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立豊田小学校学校運営協議会委員

<<日野市立豊田小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏名	住所	備考	期
1	やまざき つとむ 山崎 功		建築家・元PTA会長 (地域住民)	1
2	うめだ としゆき 梅田 俊幸		元市議会議員・元PTA会長 (地域住民)	1
3	はまや ひろし 濱屋 浩		元日野市教育委員会教育委員・ 元PTA会長 (地域住民)	1
4	いわた かずより 岩田 和頼		校友会会長・元PTA会長 (地域住民)	1
5	たかやす ゆきこ 高安 幸子		元PTA副会長 (地域住民)	1
6	さんとう まさし 山藤 昌志		日野市消防団第4分団・ 元PTA会長 (地域住民)	1
7	やまぐち あきこ 山口 晶子		豊田小自主防災会・学校薬剤師 (地域住民・関係行政機関の職員)	1
8	つちや さなえ 土屋 早苗		日野ふたば幼稚園園長 (関係機関の職員)	1
9	ただの よしみ 但野 嘉美		日野市立七生中学校校長 (関係行政機関の職員)	1
10	かとう としゆき 加藤 敏行		日野市立豊田小学校校長 (対象学校の校長)	1
11	ひぐち さとこ 樋口 智子		日野市立豊田小学校副校長 (対象学校の副校長)	1
12	まつもと みよこ 松本 美代子		日野市立豊田小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1
13	いわた さちこ 岩田 幸子		日野市立豊田小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1

任期 自 令和6年(2024年)4月 1日
至 令和8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

い。

議案第42号

日野第三小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員

《日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員 名簿》

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	きしだ しげよし 岸田 茂良		大坂上中地区青少年育成会長 (地域住民)	1
2	まさき かねひろ 正木 兼 廣		七つ塚自治会副会長 (地域住民)	1
3	はせがわ るみ 長谷川 留美		中部地区民生・主任児童委員 (地域住民)	1
4	みよし のぶちか 三好 延 周		緑ヶ丘子ども会長 (地域住民)	1
5	まえかわ けいこ 前 川 恵子		大坂上中地区青少年育成会 (地域住民)	1
6	すがぬま とおる 菅 沼 徹		元PTA会長 (地域住民)	1
7	きみじま ひろし 君 島 洋		元PTA会長 (地域住民)	1
8	かつめ ゆみ 勝 目 由美		学校支援ボランティア コーディネーター (地域住民)	1
9	くりばら しゅんすけ 栗 原 俊 介		PTA会長 (保護者)	1
10	きりい ひろみ 桐 井 裕 美		日野第三小学校長 (対象学校の校長)	1
11	あきた かつみ 秋 田 克 己		日野第三小学校副校長 (対象学校の副校長)	1
12	なかがわ まちこ 中 川 万智子		日野第三小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1

任期 自 令和 6年(2024年)4月 1日
至 令和 8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

い。

議案第43号

平山小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立平山小学校学校運営協議会委員

＜＜日野市立平山小学校学校運営協議会委員 任命者＞＞

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	くじらい としひこ 鯨 井 俊 彦		明星大学教育学部名誉教授 (学識経験者)	4(7)
2	こばやし かずお 小 林 和男		農業指導者(地域住民)	2(8)
3	ねづ みまこ 根津 美満子		学校支援地域本部コーディネーター (地域住民)	8
4	おおはま まさえ 大濱 成江		平山中地区青少年育成会 (地域住民)	6
5	まつもと ちづこ 松本 ちづ子		保護司 (地域住民)	5(8)
6	あきま ともひろ 秋間 智 弘		卒業生保護者 (地域住民)	2
7	としえ デヴェロー 斎 恵		P T A本部役員 (保護者)	1
8	いとう ゆき 伊 藤 有希		P T A本部役員 (保護者)	1
9	はやし ひでゆき 林 秀 之		日野市立基幹型ひらやま児童館館長 (関係行政機関の職員)	2
10	なかやま よしあき 中 山 良 昭		日野市立平山中中学校校長 (関係行政機関の職員)	1
11	えとう めぐみ 江 藤 愛		日野市立第二幼稚園園長 (関係行政機関の職員)	2
12	きたざと こういち 北 里 浩 一		日野市立平山小学校校長 (対象学校の校長)	2
13	おおやま ひろかず 大 山 泰 政		日野市立平山小学校副校長 (対象学校の副校長)	2
14	なおい のりゆき 直井 典 之		日野市立平山小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	2

任期 自 令和6年(2024年)4月1日
至 令和8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

議案第44号

滝合小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立滝合小学校学校運営協議会委員

<<日野市立滝合小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	おおの ごうゆう 大野 豪 祐		保護司 (地域住民)	1
2	さの れいこ 佐野 礼子		ひのっちコーディネーター たきあい塾代表 四中地区青少年育成会 (地域住民)	2
3	なかじま あいこ 中 島 愛子		P T A会長 (保護者)	2
4	おだ かおる 小田 薫		学校支援コーディネーター 滝合小カラーガード代表 (地域住民)	2
5	おがた しげお 尾形 重男		農業社会人講師 (地域住民)	2
6	おおはし か よ こ 大 橋 佳代子		学校支援コーディネーター 図書協力員 (地域住民)	1
7	なかやま よしあき 中 山 良 昭		日野市立平山中学校校長 (関係行政機関の職員)	2
8	さとう よしのり 佐藤 美徳		日野市立滝合小学校校長 (対象学校の校長)	2
9	とまべち ようこ 苔米地 陽子		日野市立滝合小学校副校長 (対象学校の副校長)	2
10	さとう けんた 佐藤 健太		日野市立滝合小学校教職員 (対象学校の教職員)	2
11	しみず ゆうき 清水 勇輝		日野市立滝合小学校教職員 (対象学校の教職員)	2

任期 自 令和6年(2024年)4月 1日
至 令和8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

い。

議案第45号

日野第七小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立日野第七小学校学校運営協議会委員

<<日野市立日野第七小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	たに じょうたろう 谷 丈 太郎		東神明自治会長 (地域住民)	1
2	おくずみ ひ で お 奥 住 日出男		ひのっちコーディネーター・育成会顧問 (地域住民)	1
3	くりき さぶろう 栗城 三 郎		元東神明自治会長 (地域住民)	1
4	こいけ かつぞう 小池 勝 造		元保護司 (地域住民)	1
5	おぎわら とよこ 荻 原 豊子		保護司 (地域住民)	1
6	かとう りつこ 加藤 律子		主任児童委員・育成会副会長 (地域住民)	1
7	ひらむき くにえ 平 向 邦江		元幼稚園長・どんぐりクラブ (学識経験者・地域住民)	1
8	もろほし おさむ 諸 星 修		P T A会長 (保護者)	1
9	もりた まさお 森田 正男		東京都立日野台高等学校校長 (関係行政機関の職員)	1
10	おおにし ひろゆき 大 西 浩 之		日野市立日野第七小学校校長 (対象学校の校長)	1
11	おおさわ ようすけ 大 澤 陽 介		日野市立日野第七小学校副校長 (対象学校の副校長)	1
12	やまもと ひさよし 山 本 尚 義		日野市立日野第七小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1
13	いwasaki たろう 岩 崎 太郎		日野市立日野第七小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1

任期 自 令和6年(2024年)4月 1日
至 令和8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

い。

議案第46号

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 解任者>>

番号	氏 名	住 所	解任理由	期数
1	やまぐち さなえ 山 口 早苗		日野市立旭が丘小学校長 (対象学校の校長)	1
2	さとう ひろのぶ 佐藤 弘宣		日野市立旭が丘小学校教職員 (対象学校の教職員)	1

解任日：令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 任命者>>

番号	氏 名	住 所	備 考	期数
1	はんだ だいき 半田 大樹		日野市立旭が丘小学校長 (対象学校の校長)	1
2	きざき しんいち 木崎 進一		日野市立旭が丘小学校教職員 (対象学校の教職員)	1

任 期： 自 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
至 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第 8 条第 3 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第47号

仲田小学校学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第7号)第8条の規定に基づき、任命するものです。

日野市立仲田小学校学校運営協議会委員

＜＜日野市立仲田小学校学校運営協議会委員 任命者＞＞

番号	氏 名	住 所	備 考	期
1	やまだ よしなが 山田 義 良		ひのっちコーディネーター (地域住民)	1
2	おおた ひかり 太田 日香里		学校支援コーディネーター (地域住民)	1
3	しもだ けいこ 下田 圭子		主任児童委員 (地域住民)	1
4	あまの たけお 天野 武雄		四谷自治会長 (地域住民)	1
5	やまぐち よしたか 山 口 慶 隆		北原自治会役員 (地域住民)	1
6	いずもと たつろう 伊豆本 龍 朗		日野警察署日野橋駐在所警察官 (地域住民)	1
7	もてき あつこ 茂木 暖子		P T A会長 (保護者)	1
8	なかがわ 中 川 ひろみ		N P O法人まなごし代表 (地域住民)	1
9	いしかわ しゅんいち 石 川 俊 一		仲田小学校内科校医 (対象学校の運営に資する活動 を行う者)	1
10	やなぎもと たろう 柳 元 太 郎		仲田小学校元校長 (学識経験者)	1
11	わだ えいじ 和田 栄治		日野市立日野第一中学校長 (関係行政機関の職員)	1
12	やまもと ごうしゅう 山 本 剛 秀		日野市立仲田小学校長 (対象学校の校長)	1
13	もりやま めい 森 山 明		日野市立仲田小学校副校長 (対象学校の副校長)	1
14	くぼた さとし 久保田 聡		日野市立仲田小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1
15	くろち こういち 黒地 晃 一		日野市立仲田小学校主幹教諭 (対象学校の教職員)	1

任期 自 令和6年（2024年）4月 1日
至 令和8年（2026年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

い。

議案第48号

日野市立教育センター所長の任命について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

令和6年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものです。

《日野市立教育センター所長 任命者》

氏 名	住 所
竹山 弘志	

任期 自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

《参考法令》

日野市立教育センター設置条例

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

議案第49号

日野市社会教育施設（一部）個別施設計画の策定について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市公共施設等総合管理計画を踏まえて、図書館、中央公民館の施設の適切な保全計画と施設総量の最適化に向けた方針等を整理した計画を策定するものです。

1 計画の背景・目的等

老朽化した建物や設備の改修、建替えが集中的に発生することで、市の財政の負担となることが懸念され、少子高齢化や人口減少などにより、公共施設の利用需要が変化していくことも予想されます。

本計画は、日野市公共施設等総合管理計画や本市の図書館・公民館の求められている姿を踏まえ、施設の現状・課題の整理により、施設のあり方検討を行い、今後の改修・更新等費用の縮減および平準化を実現する施設整備の具体的方針・計画を示すことを目的とします。

計画期間

令和6(2024)年度～令和34(2052)年度：29年間
※10年ごとに見直しを行います。

2 対象施設の求められている姿

図書館
「いつでも、どこでも、誰にでも、なんでも」貸出し、市内全域において、すべての市民に開かれた、まちの情報拠点としての運営が求められています。

3 社会教育施設を取り巻く現状

現状	課題
人口構成バランスの悪化 ・総人口の減少や地域別分布の変化 ・少子高齢化の進行 建物の老朽化の進行 ・7割近くの建物が築30年以上を経過 ・法定点検において建物・設備に多数の指摘あり 施設維持管理・更新に係る費用の増加 ・光熱水費の高騰や修繕費の増加 ・今後30年間で約42.9億円が必要となる見込み 住民ニーズへの対応 (図書館) ・蔵書の増加や滞在型機能の要望が多い (公民館) ・分室の利用者数の減少 ・貸室機能や講座充実のニーズが高い	・施設再編等による利用効率向上の検討 ・必要な建物性能を満たす改修・更新の実施 ・老朽化施設のあり方検討と更新等計画の策定 ・劣化調査結果に基づく修繕等の実施 ・改修等による建物効率向上と経常経費の低減 ・更新等の財源確保と保有総量の見極め ・利用者ニーズに応じたりリニューアルやバリアフリー化等による快適な利用環境の実現 ・類似施設を含めたサービス供給量の精査と新たなサービス提供のあり方検討 ・学校施設や他の社会教育施設等との複合化や多機能集約化の検討

4 社会教育施設整備の基本方針

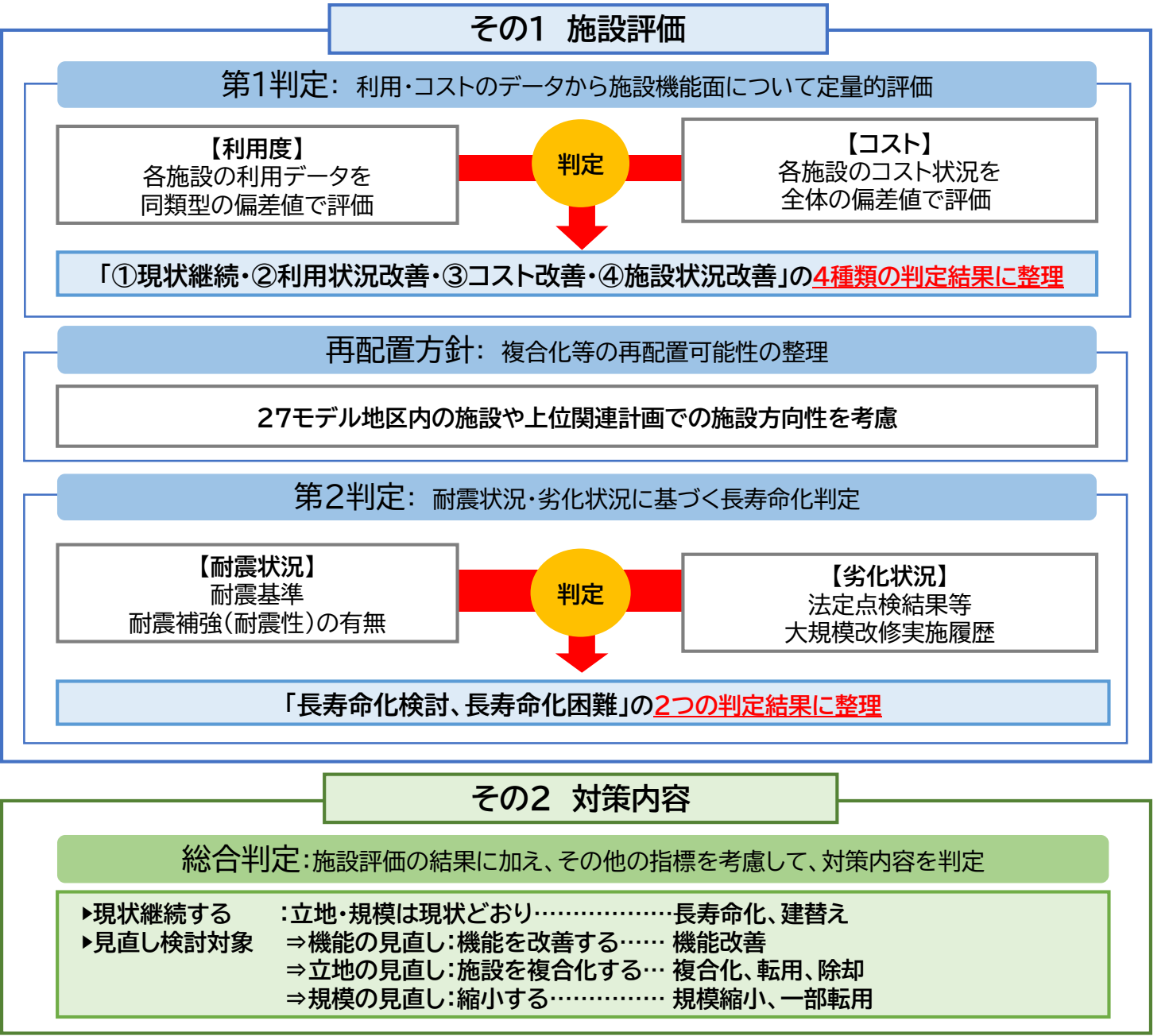
1 社会教育施設の適正配置	2 長寿命化の効果的な実施	3 予防保全による建物維持管理
単独での建て替えは行わず、複合化や共用化等により施設更新を検討します。 本計画の対象施設の性質上、全世代の多様な利用者が見られるほか、市全体の高齢化率の上昇推計を踏まえ、各地域の鉄道駅を中心に交通利便性の高い施設配置を実現します。	中長期的な施設維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、建物をできるだけ長く使い続けることを基本とします。ただし、安易な長寿命化は将来への負担先送りとなるため、長寿命化改修の実施対象については、公共施設等総合管理計画における実施方針に基づき、建物の耐震状況や劣化状況から判定を行います。	老朽化による大規模な不具合が生じた後の「事後保全」だけでなく、損傷が軽微である段階から予防的に修繕等を実施することで機能・性能の保持・回復を図る「予防保全」を導入し、建物を長期的に使用できるように管理します。

対策の優先順位の考え方

市民・利用者の安全性確保を最優先事項とするとともに、効果的な施設整備への投資の観点から、今後も長期的な利用を目指す施設建物への対策を優先して実施します。

施設評価

各施設の機能面および建物面からの下図のフローで施設評価を行い、個別施設ごとの対策内容を整理します。



対象施設の判定結果と今後の方向性は以下のとおりです。

施設名称	再配置可能性	第1判定	第2判定	総合判定	今後の方向性
中央図書館	×	コスト改善	長寿命化検討	長寿命化	利用ニーズに応じた改修により、築80年までの利活用を目指します
高幡図書館	○	利用状況改善	長寿命化困難	複合化	建物を安全安心に利用できる管理を行いつつ、今後20年程度を建物の使用用途に施設更新を目指します(現建物の使用期間は、定期的に検証) 高幡不動駅周辺地区の公共施設との複合化にて更新を目指します
日野図書館	○	現状継続	長寿命化困難	複合化	今後5年から10年を建物使用用途に施設の更新を目指します 日野本町周辺地区の公共施設との複合化にて更新を目指します
多摩平図書館	×	現状継続	—	—	利用者ニーズを踏まえたサービスを継続しつつ、さらなる利便性の向上を目指します
平山図書館 (平山季重ふれあい館)	×	利用状況改善	長寿命化検討	長寿命化	計画的な保全の実施により、築80年までの利活用を目指します 改修・更新の際は、多世代への快適な滞在空間提供に留意します 分館としてはサービス展開に必要な機能をもって、その役割を果たします
市政図書室	○	利用状況改善	—	—	レファレンスサービスを中心に行政資料室としての特性を活かし情報提供の役割を継続します
百草図書館	○	施設状況改善	—	—	地域住民が集い、かつ地域に必要とされる、柔軟な施設の姿を目指します 分館としてはサービス展開に必要な機能をもって、その役割を果たします
中央公民館	○	施設状況改善	長寿命化困難	複合化	今後5年から10年を建物使用用途に施設の更新を目指します 日野本町周辺地区の公共施設との複合化にて更新を目指し、幅広い利用者層の確保と施設稼働率の向上を目指します
中央公民館高幡台分室	×	利用状況改善	—	—	単独専有スペースを保有しない多機能集約化による更新を検討します

5 施設整備の実施計画

対策後のコスト見通し

個別施設の方向性や法定点検結果を反映した場合、今後50年間の改修・更新等費用の総額は約59.6億円(年平均約1.2億円)という推計結果となりました(今後実施予定の劣化調査結果に応じた緊急修繕費用を除く)。これは、直近5年間の実績の年平均約0.6億円の約2.00倍に相当します。

今後の課題

今後の社会教育施設を取り巻く状況の変化等を踏まえ、定期的な方向性の検証が必要です。また民間と連携して施設の維持管理を行っていく方策の検討も必要です。

建物の改修・更新の際には、長期的視点をもって、省エネルギー化等により、光熱費等の経常経費の低減を図る必要があります。

対策内容のロードマップ

本計画の基本方針および施設評価結果から整理した、施設ごとの対策内容およびその実施時期は以下のとおりです。(下段の数値は対策費用見込み／単位：百万円)

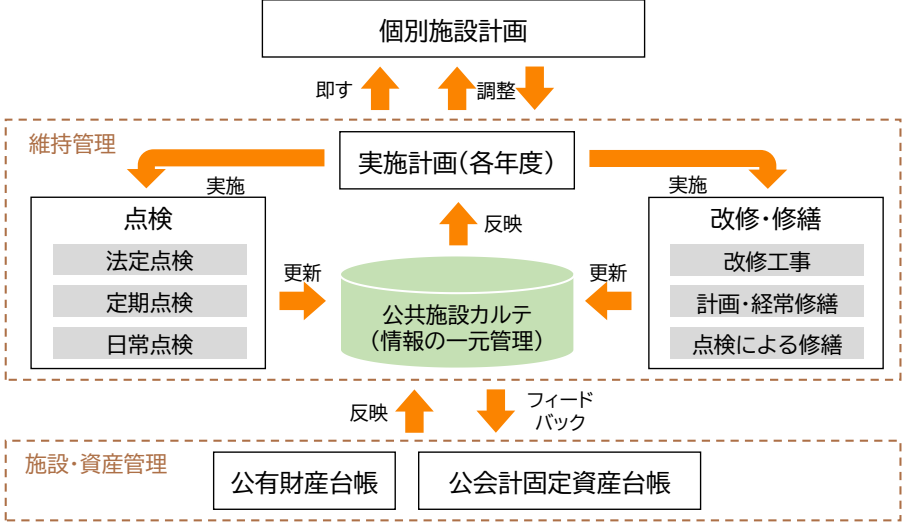
棟名称	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16-25	R26-34
中央図書館		屋/外/ 内/機					(長寿命化)	長寿命化			(機)/機	(更新)/ 更新
		4.4					35.7	79.4	79.4	79.4	114.3	555.6
高幡図書館											(更新)/ 複合化	
											505.1	
日野図書館				(更新)	複合化						(外)/外	(外/屋/機)/ 外
				20.5	68.3	68.3					32.2	36.2
平山季重 ふれあい館		屋/外/ 内/機									(電/機)/ 電/機	(屋/外/内)/ 屋/外/内
		5.0									220.6	629.5
中央公民館		外/内		(更新)	複合化							(屋/電)
		1.7		34.1	113.8	113.8						7.0
合計	0.0	11.1	0.0	54.6	182.1	182.1	35.7	79.4	79.4	79.4	872.2	1,228.3

※屋：屋根屋上、外：外壁、内：内部仕上、電：電気設備、機：機械設備、()は設計
※工事費を除く経常経費(光熱水費、修繕料等)は含みません。

6 個別施設計画の継続的運用方針

情報基盤の整備と活用

施設維持管理の情報基盤となる施設カルテの有効活用に加え、法定点検結果のデータ集約や公有財産台帳、公会計固定資産台帳の活用により、さらなる施設管理および資産管理の効率向上を目指します。

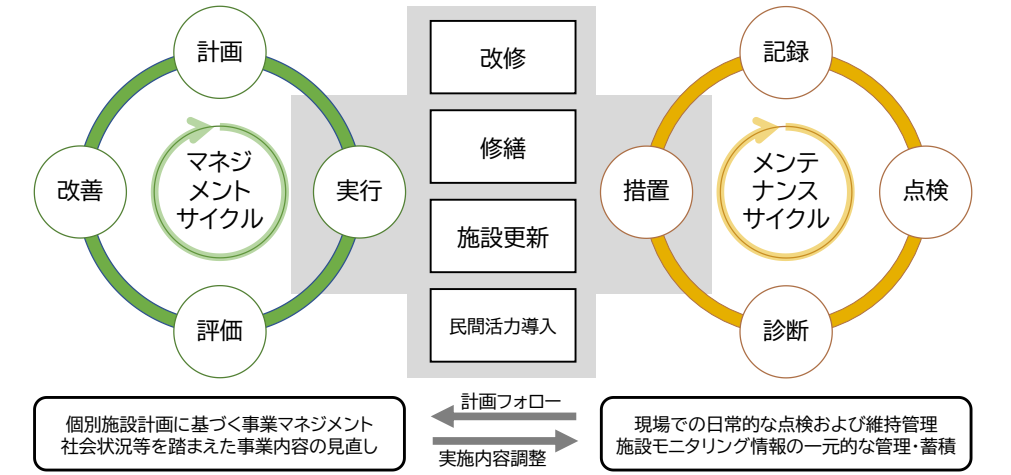


推進体制の構築

教育委員会、企画部署、財政部署による横断的なマネジメント体制を構築し、定期的な情報共有を行います。
個別施設の方向性検討に際しては、各施設の利用者・団体や地域住民等との合意形成を図りつつ、計画を推進します。

計画のフォローアップ

縮充の考え方や民間活力を有効に取り入れたマネジメントを行い、10年ごとの計画の見直しにあたっては、個別の推定事業費の精査、財源確保、ランニングコストの削減を図ります。また、点検・診断・措置・記録からなるメンテナンスサイクルを併せて実践し、効率的かつ効果的な施設整備を進めていきます。



発行年月／令和6年3月
発行／日野市教育委員会
編集／日野市立図書館・日野市中央公民館
〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
TEL 042-586-0584
FAX 042-586-0579

日野市社会教育施設（一部）個別施設計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

1. パブリックコメント募集の実施概要

- （１）意見募集期間 令和６年（２０２４年）２月９日（金曜日） から 令和６年（２０２４年）３月１１日（月曜日）まで
- （２）意見募集方法 広報・ホームページでの周知
市内各図書館、中央公民館、中央公民館高幡台分室、七生支所、豊田駅連絡所に素案を設置
- （３）意見受付方法 中央図書館、中央公民館に持参、郵送、ファックス、Ｅメール

2. 意見・提案数

- （１）通数 ６通（うち１通は住所、氏名が記入されていなかったため、参考意見扱いといたします。）
- （２）意見数 ２２件

3. ご意見と市の考え方

	素案該当頁	ご意見	市の考え方	計画への反映
1	P.48	標準的な使用年数である築６０年を経過しているだけでなく、２Ｆへのアクセスが階段のみで、エレベーターの設置などバリアフリー化が必要なことから、建て替えには賛成です。現在の日野図書館は、日野宿本陣をはじめとする宿場のイメージ・景観に配慮した建物になっています。新しい建物もぜひ、まちの景観に配慮し、親しみを感じる外観・内観になるよう設計していただきたいです。	施設の改修等にあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進める方針です。（素案P.53） 公共施設の新設や大規模修繕にあたっては、まちや周囲の景観に配慮することは大切なことと考えます。 建物更新の設計の際にはいただいたご意見を参考にしながら進めていきたいと考えます。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。

2	P.6 P.48	日野図書館と郷土資料館が複合化するのもひとつの案だと考えます。日野図書館と郷土資料館が複合化されれば、司書だけでなく学芸員も対応可能となり、地域に根ざした新しい学びも創出されるのではないのでしょうか？ 6 ページ表 2 - 2 日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）の概要に「中央公民館は、日野宿周辺施設と一体で複合化を検討する」とありますが、日野宿周辺地区だけでなく、視野を広げ、日野市郷土資料館も含めた日野市全体の公共施設の再編成、再配置、複合化も、ぜひ検討いただきたいです。	日野本町地区には、日野図書館をはじめとして、中央公民館や児童館など老朽化した施設が多く、早急な対応が必要とされています。一方、「日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）」（以下、「総合管理計画」）では、「縮充」の考え方により、施設面積を減らしながらサービスを充実させていく方針（総合管理計画 P.39）で、これに基づいて周辺施設の複合化をこの素案の中で計画しています。ただし、日野図書館、または中央公民館と他のどの施設を複合化するかは、今後の検討課題です。いただいたご意見を参考にしながら、日野本町地区の施設統合を優先的に進めていくことに加えて、新たな建物の面積や規模に応じて、郷土資料館などとの複合化も検討していきたいと考えます。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
3	P.48	日野図書館だけでなく、日野宿周辺施設と一体で複合化となれば、地域全体のまちづくりに係ることです。ぜひ、あらゆる市民の合意形成が図られるよう、早急に段階を追った住民説明会や意見交換会などの開催を計画し、設計、施工までのプランをお示ください。	素案 P.62 に「個別施設の更新や複合化等の方向性検討に際しては、図書館協議会、公民館運営審議会、施設利用者・団体および地域住民への説明会、アンケート・パブリックコメントの実施などを通して、合意形成を図りつつ、計画を推進します。」とあります。これに基づいて、複合化案や設計等の節目において説明会やアンケート・パブリックコメント等を実施していきます。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
4	P.48	日野図書館は日野宿発見隊の拠点となっています。毎月第 4 土曜日の閉館後の日野図書館に隊員が集い、日野図書館の職員の皆さんと一緒に活動に関して意見を交わすことに重きを置いています。公民館	第 4 次日野市立図書館基本計画（以下、「基本計画」）で、「まちのアンテナとしての日野宿発見隊をサポートします」とし、日野宿発見隊の活動が街の活性化につながるよう、引き続き活動を支援することとして	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。

		等の貸室等では会の趣旨に沿わないものと考えています。複合化に際しては、現状の運営が続くよう、管理等を含めてご配慮願います。	います（基本計画 P.34、P.41）。 複合化等により、新たな施設になっても、その施設の機能を活かしながら、日野宿発見隊の活動を引き続きサポートする方針です。	
5	P.63 P.64	国民の基本的人権「知る権利」を守るため、図書館サービスはあくまで民間ではなく、行政が担うべきであり、図書館の民営化には反対です。日野宿発見隊は、身近な行政の窓口として日野図書館の職員と一緒に多岐にわたる活動を行ってきました。上記に書いた活動の数々は、すべて行政と連携した、いわゆる「協働」であったからこそ実現できたものです。図書館サービスが民間委託されること、それはすなわちこれまで培った日野市立図書館と市民の信頼関係を断つものです。よって、断固反対します。	本計画の対象施設は、いずれの施設も直営での施設運営を行っており、当面はこの方針を継続する方向性です。しかし、今後の市全体の方針や取り組みの流れに柔軟に対応できるよう、各施設のハード面に要求される性能を整理するなど、民間活力導入に効果検証に等に必要な情報の蓄積などを行うことは必要と考えます。 なお、素案 P.64 に「市では包括施設管理業務の導入の検討を進めており」とあります。包括施設管理用務とは、複数の公共施設の維持管理業務を包括的に管理するもので、施設の適切な維持保全を実現するための維持管理方法です。図書館や公民館だけでなく、市全体の施設の維持保全を、民間活力を導入して行うことを検討するものです。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
6	P.39	社会教育施設の施設維持管理において、地球温暖化対策を考慮した高効率・省エネルギー型のエネルギー設備導入促進は重要な施策であり賛同します。 更には、高効率・省エネルギーに加えレジリエンス性も高い停電対応型 GHP（ガス・エンジン・ヒートポンプ）やコージェネレーションシステム等の省エネルギー設備導入検討も必要と考えます。	施設の改修等に当たっては、施設全体での脱炭素化を推進する方針です。（素案 P.53） いただいたご意見については、施設を整備する際の参考とさせていただきます。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。

7	P.40	下記の通り、下線部分の追記を提案します。 <追記案> 複合化や共用化、多機能化にあたっては、学びの循環による地域コミュニティの形成、持続可能なまちづくりへ寄与する施設整備を実現するため、各地域の「学びの場」の拠点である学校施設や同類型施設との複合化とともに、<u>防災・減災の視点も加味した多機能集約化</u> について優先検討します。 上位計画の公共施設等総合管理計画（P.43、第二章）にも、市民や利用者の安全を最優先にすると示されています。したがって、本素案の図書館7施設、公民館2施設において予備的避難施設や指定避難場所・一時滞在の施設としての指定がされる社会教育施設には、災害による大規模停電発生時の避難所機能を確保する為、72 時間を超える停電に対する備えとして停電対応型 GHP などの自律分散型エネルギー等のエネルギーの自立化・多重化の確保が重要と考えます。 また、防災・減災対策との横断的連携により推進していく施策については、フェーズフリーの考え方を含む多角的な視点から検討するなど柔軟な考えを取り入れていく必要があります。	いただいたご提案は、施設を整備する際に防災・減災も留意して実施すべきとの趣旨と受け止めます。 素案の中に、「第6章 施設整備水準の考え方」（P.53）という章があり、その中に「第1節 改修等の整備水準」という節があります。このなかで物理的側面、機能・社会的側面から留意すべきことが箇条書きで列記されています。この機能・社会的側面の中に、「<防災対策> 図書館や公民館の中には予備的避難所に指定されている施設があることから、施設の改修等にあたっては、地域防災計画との整合性を図るなかで、避難施設としての視点も考慮した整備に努めます。」の文を追記します。	市の考え方は左記のとおりです。 左記のとおり、素案に追記をします。
8	P.53	太陽の光や自然の風を取り入れるなどの自然エネルギーの利用等による省エネルギー性能（＝パッシブデザイン）の導入と共に、安定的に省エネ性を補う設	施設の改修等にあたっては、施設全体での脱炭素化を推進する方針です。（素案 P.53） いただいたご意見については、施設整備の際の参考	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いま

		備・システムの高効率化技術であるアクティブデザインの検討が不可欠です。風水害等天候不良時の再生可能エネルギーのデメリットとして、親和性の高い CGS (コージェネレーションシステム)・停電対応型 GHP 導入を提案いたします。脱炭素社会を実現するためには、様々な環境負荷低減の取り組みや配慮が必要であり、建物のエネルギー消費性能の向上に加え、エネルギー効率の高い機器の採用による省エネルギー化は極めて重要になります。	とさせていただきます。	せん。
9	P.48	日野図書館 バリアフリー化（エレベーターの設置）を希望します。	施設の改修等に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進める方針です。（素案 P.53） 日野図書館については、エレベーター設置などのバリアフリー化が課題と考えています。施設の複合化の際に、バリアフリー化を図ります。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
10	P.48	日野本町周辺地区の公共施設との複合化に際しては、床面積を維持してください。	上位計画である日野市公共施設等総合管理計画で縮充という考え方を取り入れています。これは、施設総量は縮減しつつも公共サービスを充実させていくという考え方です（総合計画 P.39）。複合化に際して、トイレ等が共有化されることにより、総面積を減らしていくのが、複合化のメリットです。 この計画の策定に当たって実施したアンケートによると、「本や雑誌を快適に閲覧できる機能」「蔵書を多く所有できる機能」を求めている方が数多くいました。このことも踏まえながら、今後検討していきます。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
11	P.15	施設の概要の設置目的欄について、語尾が「～資する	標記方法を統一します。	市の考え方は左記

		ため」「～資するため。」「～資する」などバラバラなため、「～資するため」に統一してはいかがでしょうか。		のとおりです。左記の通り素案を変更します。
12	P.15	補足欄の文章について、句点が抜けています。	句点を入れます。	市の考え方は左記のとおりです。左記の通り素案を変更します。
13	P.18	設置根拠欄だけ条例名の後に制定年月と思われる記載をしているのは理由があるのでしょうか。	多摩平図書館にだけ、条例制定年月日が入っていました。とくに理由はありません。他の施設にあわせて条例制定年月日を削除します。	市の考え方は左記のとおりです。左記の通り素案を変更します。
14	P.18 P.38 P.40	次の 3 か所について、文章中に不要な空白があります。 18 ページの構成諸室欄 ～多摩平図書館、たまだいら児童館、地域子ども家庭支援センター多摩平 のうちの多摩平図書館部分 38 ページ ～教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8 名、公募による市民 2 名で～ 40 ページの 2 段落目 ～施設との複合化、多機能集約化 について優先検討します。	不要な空白を削除します。	市の考え方は左記のとおりです。左記の通り素案を変更します。
15	P.47	「当館は古い建物から新館として開館するにあた	古い建物から新館として開館したのは、昭和 55 年度	市の考え方は左記

		り、地域住民の要望が活かされた図書館となったことから」の「当館は古い建物から新館として開館するにあたり」は過去のお話だと思いますが、「当館は昭和〇〇年に古い建物から新館として開館するにあたり」といつのことか明記したほうがわかりやすいと思います。	です。このことを追記します。	のとおりです。左記の通り素案を変更します。
16	P.48	「利用者から親しまれている現在の雰囲気や、立地条件、駐車場を希望する利用者の声を踏まえ、市内の基幹的な分館機能を、日野本町周辺地区の公共施設との複合化にて目指すこと」について、複合化の方向性に反対ではありませんが、現在の建物は更新せずに、どのようにして「利用者から親しまれている現在の雰囲気」を維持するのでしょうか。	職員と地域の利用者が親しくあいさつを交わしたり、利用者が普段着で気軽に来れるという関係をこれまで築いてきました。そのため、施設規模は小さいものの、利用率は高くなっています。 この雰囲気を、複合施設になった後も大切にしていきたいと考えます。 図書館は「だれもが利用しやすく、魅力のある図書館をめざす」ことを基本方針とし、全館で「だれでも気軽に立ち寄れる雰囲気づくり」を進めています(基本計画P.24)。この方針は単独、複合化など施設の形態によって変わるものではなく、大切に続けてまいります。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
17	P.49	現状課題欄に「駐車・駐輪場の増設が求められています。」と記載されていますが、対策内容(方向性)欄にはそのことが触れていません。駐車・駐輪場の増設について、検討や対策は行わないのでしょうか。この計画では、駐車・駐輪場の増設は対象外(関係のないこと)でしょうか。	現状の利用状況から、駐車場・駐輪場が不足していることは課題となっていますが、周辺に新たに駐車場・駐輪場の候補地がなく、さらに検討を続けていかなければならない課題と認識しています。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
18	P.62	改修・修繕の3つ目の灰色の枠に何も書かれていませんが、この枠は必要でしょうか。	この枠に「点検による修繕」を追加します。	市の考え方は左記のとおりです。左

				記の通り素案を変更します。
19	P.64	全て体言止めにもかかわらず、句点が付いた文と、付いていない文が混在しています。ポイント欄では、全て句点を付けないことにしてはいかがでしょうか。	ポイント欄では句点をつけないこととします。	市の考え方は左記のとおりです。左記の通り素案を変更します。
20	P.1	成熟社会に向けて市の財政の負担が懸念される中ですが、生涯全般にわたって学びの必要性が求められており、市民個人、地域コミュニティをつなぐ学びの場としての施設重要度が一層増していくとあります。 →日野市は高度成長期のベットタウンとして人口の急増したまちで、地域コミュニティに弱い感があり、防災・防犯力を高め安全安心な地域形成のためにも「地域コミュニティをつなぐ学びの場」、として社会教育施設を位置づけが重要と感じます。単なる財政負担軽減のための効率的（面積減らし）な施設計画に陥ることのないようこれからの豊かなまちづくりを強く意識した計画として頂きたい。 ・自己形成の機会が増す施設の在り方 ・高齢化（交通弱者）に対応した身近な施設配置 ・まちの魅力を高めすべての層（特に若者）が住みたくなる施設整備 ・まちの衰退を留める施設配置（駅周辺の活性化） などの視点も改めて確認いただきたい。	素案の中で、図書館・公民館には、市民個人による「学び」の実践と地域コミュニティからのフィードバックからなる「学びの循環」を実現することで、持続可能な地域づくりに寄与することが求められているとしています（素案 P.16）。このことから、ご意見の通り施設重要度が一層増していくと考えます。 施設の立地については、各地域の鉄道駅を中心に、基幹的な施設を配置し、市内全域でのサービス展開に必要な機能は、市内各所に存在する各施設との共用化や多機能化などによる利活用によることを基本方針としています。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。
21	P.1～2	P.1 本計画の位置づけ	日野市公共施設等総合計画の対象とする公共施設等	市の考え方は左記

		「日野市公共施設等総合計画を上位計画とする」とあります。 上位計画（2023年3月改訂）P.43 基本理念に『市民ニーズやまちづくりに対応し続ける公共施設マネジメント』とあり、P.45④には、「まちづくりを踏まえた公共施設等のマネジメントを実施すること」では地域特性を活かし、「集約拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」とあります。 →上位計画では、市民ニーズ、まちづくりに対応した施設配置の重要性が位置づけられていることを感じます。 P.2、第4節 対象施設では、既存施設のみをベースとした計画となっています。 →上位計画に位置づけられたまちづくりの視点、これからの施設の働きを踏まえた図書館サービス網（施設配置）、公民館配置のあるべき計画の検証が先ず必要に感じます。 ・図書館設置計画に関する調査研究（1972年） ・日野市立図書館の現状と当面する諸問題について（1995年） 上記の報告書のように詳細な検討を行い、個別施設計画を行うべきではないでしょうか。	は、本市が所有する建築物及びその他の工作物としています（総合計画P.3）。これを受けて本素案は、既存の施設の方向性を定めたものとしています。 「図書館設置計画に関する調査研究」（1972年）及び「日野市立図書館の現状と当面する諸問題について」（1995年）は、南平地域をはじめ、新たな分館の設置を計画したものと認識しています。 素案「第5章 社会教育施設整備の基本方針」において、現状や課題を検討し、社会教育施設の適正配置に関し、方針を定めております。 複合化による施設の移転先の検討の際や、今後10年ごとの計画見直しの際には、地域性等も考慮して現在の配置を見直すこともあると考えます。	のとおりです。素案の変更は行いません。
22	P.48	日野図書館 現状と課題に、利用率は高く、カウンターの職員と地域の利用者が親しくあいさつを交わす光景も見られます。とあります。 →このような関係が生まれるサービス、施設配置が	日野図書館で日常的に見ることができる光景が、市内社会教育施設のいたるところで見れば、ご意見のように安全・安心なまちづくりのベースとなると考えます。	市の考え方は左記のとおりです。素案の変更は行いません。

		出来れば安全・安心なまちづくりのベースとなるのではないのでしょうか。 駅周辺には、このような信頼関係が生まれるきっかけの公共施設が必要に思います。	図書館は「だれもが利用しやすく、魅力のある図書館をめざす」ことを基本方針とし、日野図書館に限らず全館で「だれでも気軽に立ち寄れる雰囲気づくり」を進めています。（基本計画P.24） また、素案では立地については、各地域の鉄道駅を中心に、基幹的な施設を配置することとしています（素案P.40）。	
--	--	---	---	--

議案第50号

「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市文化財の指定について

上記議案を提出する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

「日野宿本陣上段の間および御前の間」について、日野市文化財保護審議会より「日野市指定有形文化財の指定に相当する」との答申を受けたため、日野市指定有形文化財に指定するものです。

令和6年3月8日

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎 様

日野市文化財保護審議会
会 長 山 口 英 男

「日野宿本陣上段の間および御前の間」の
日野市指定有形文化財（建造物）の指定について（答申）

令和6年 2 月 1 5 日付け、日教ふ第477号で諮問のあった標記のことについて、審議検討した結果、下記のとおり意見が一致したので、答申します。

記

1. 新たに指定するもの

名 称	日野宿本陣上段の間および御前の間
種 別	日野市指定有形文化財（建造物）

2. 指定に相当する理由

「指定に相当する理由書」参照

指定に相当する理由書

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | ひのしゆくほんじんじょうだん ま ごぜん ま
日野宿本陣上段の間および御前の間 |
| 2 | 指定種別 | 日野市指定有形文化財(建造物) |
| 3 | 所 在 地 | 東京都日野市日野本町一丁目 [REDACTED] |
| 4 | 所 有 者 | [REDACTED]
住所は当該文化財所在地に同じ |
| 5 | 面 積 | 77.43 平方メートル (建築面積) |
| 6 | 内 容 | 日野宿名主佐藤彦五郎の旧宅である日野宿本陣の一部を移築したもので、日野宿本陣で最も格式が高い上段の間と、その次の間である御前の間から成る。これら二間の外周2辺には広縁がまわる。ほかに便所が伴う。 |
| 7 | 年 代 | 文久3年(1863年) 上棟
明治26年(1893年) 現在地に移築(伝) |
| 8 | 製 作 者 | 施主 拾三代目佐藤彦五郎藤原俊正、拾四代目佐藤源之助藤原俊廣
大工 棟梁鈴木亀吉大炊種次、ほか3名 |
| 9 | 現状および保存状態 | [REDACTED]家の敷地のほぼ中央に建ち、現在の主屋と廊下で繋がれている。現在も [REDACTED]家の住宅として使用されており、一般公開はされていない。
保存状況は概ね良好だが、建物西側部分については劣化が進み、雨漏りの発生のほか、腐食のため便所の床が落ち、外壁が外れるなどしている。 |

10 参考文献

- ・日野市教育委員会 2004 年 『日野市指定有形文化財日野宿本陣 ―宮崎家住宅（佐藤彦五郎旧宅）― 文化財調査報告書』 日野宿叢書第 1 冊
- ・日野市教育委員会 2004 年 『図録 日野宿本陣―佐藤彦五郎と新選組―』 日野宿叢書第 2 冊
- ・文部省 1936 年 『史跡調査報告第九輯 明治天皇聖蹟』

11 指定理由

日野宿本陣は、嘉永 2 年(1849 年)の大火による本陣の焼失後、当主の佐藤彦五郎（日野本郷名主・日野宿問屋役兼帯）が屋敷兼本陣として再建したもので、文久 3 年(1863 年)に上棟、元治元年(1864 年)に竣工した。明治 13 年(1880 年)6 月には明治天皇の中央道巡幸の際の御座所として使用され、翌明治 14 年(1881 年)2 月にも、御殿峠（八王子市）付近での兎猟に際して小休止に使用された。

上段の間と御前の間は、日野宿本陣の最上位の座敷であつたが、口伝によれば、明治 26 年(1893 年)の大火で佐藤彦五郎四男彦吉の養子先である■■■■家の主屋が焼失したため、曳家して同家に移築したとされる。また、明治天皇の御座所となった名誉を、この時の佐藤家当主であつた佐藤俊宜と、その実弟である■■■■とで分かち合うための移築だったとも伝えられる。

南側の上段の間は 12.5 畳で、床の間、脇床(違い棚)、付書院が伴う。北側の御前の間は 10 畳で押入れが伴う。二間とも広縁との間に地長押をまわして床を一段(22.5 cm)高くしているほか、戸袋や付書院には鶴の意匠の彫刻が施されるなど、格式の高さを表している。

上段の間と御前の間は、日野宿本陣の最上位の格式を持つ部屋であり、本陣としての機能の中核を成すものであることから、日野宿の歴史・文化のみならず、宿駅制度を理解するうえで、日野宿本陣と共に欠くことのできない遺構である。よって、有形文化財（建造物）に指定し保存をはかる。

以上

令和6年3月16日

日野市教育委員会 様

住 所 日野市日野本町一丁目

氏 名

同 意 書

私の所有する下記物件を、日野市指定有形文化財に指定することに同意します。

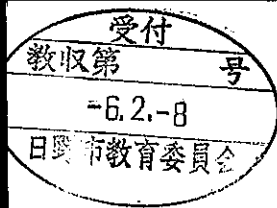
記

- 1 名称及び員数 日野宿本陣上段の間および御前の間 1棟
- 2 物件の所在地 東京都日野市日野本町一丁目
- 3 指定の区域 建築面積 77.43 平方メートル

請願審査

請 願 番 号	請願第5－12号
受 付 年月日	令和6年2月8日
件 名	2021年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、オリパラレガシー”教育”で児童生徒に伝えて頂きたい（都教委に意見書提出も）等の請願
請願者 住 所 氏 名	

2021年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、オリパラレガシー“教育”で児童生徒に伝えて頂きたい(都教委に意見書提出も)等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願内容を伝えて頂きたい相手等

東京都教育委員会が2016年度から6年間も小中高校等に年間35時間も強制した、オリンピック・パラリンピック教育(以下、オリパラ教育)に関連深い、後掲の「☆印」の月刊『紙の爆弾』2024年2月号「ニュースレスQ欄」掲載記事と、この記事を転載した、団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2024/01/11(誰でも無料で見られる)が載せている、高嶋伸欣・琉球大学名誉教授のコメントと、立憲民主党・逢坂誠二衆院議員のメルマガ(本会は同議員の軍事政策は支持できませんが…)とを踏まえ、貴教委は後掲の「2 要望事項」の4項を実行頂きたい。

☆ 「五輪招致で20万円アルバム」 馳浩元文科相が「撤回」しても 残る“官房機密費の闇”
(能登半島地震発災以前の2023年12月中旬時点での執筆記事)

永野厚男・教育ジャーナリスト

大会全体が汚職まみれだった2021年の東京五輪は、招致段階から金まみれだった。

日本体育大学(理事長は松浪健四郎・元自民党衆院議員)が昨年11月17日、東京の帝国ホテルで開催したフォーラムは、地域のスポーツ振興をテーマに都道府県等の関係者が参加し、二階俊博自民党元幹事長らも特別ゲストで講話した。

そこで基調講演した馳浩・石川県知事が、自民党衆院議員当時の13年3月、同党の東京五輪招致推進本部長に就任後、五輪の招致に成功した自慢話をした際に“買収作戦”に言及。その発言は生々しい(以下、引用は一部要旨)。

「当時の安倍晋三総理から『馳、国会を代表して五輪招致は必ず勝ち取れ。金はいくらでも出す。官房機密費もあるから』と叱咤激励されました。私は作戦を練り、IOC(国際オリンピック委員会)委員105人全員の、選手時代

の活躍している写真等を載せたアルバムを作ってお土産として世界のIOC委員に持って行きました。1冊20万円。この話は外で言っちゃダメですよ、官房機密費使って作ったので」

これは11年前の13年4月1日付の馳氏ブログ『はせ日記』と符合する。「9時過ぎ党本部五輪招致本部長室入り。IOC委員への直接的働きかけはIOC憲章により(ママ)できないが、間接的働きかけと、東京開催の意義伝播のロビー活動を進める海外出張。15時20分官邸、菅官房長官に招致活動方針報告、ご理解いただく。ともだち作戦・思い出アルバム作戦など」。

馳氏の発言は、いくつもの問題を明らかにしている。まず、アルバム一冊20万円とすれば、105人分で2100万円。招致決定の投票権を持つIOC委員への高額な贈り物は、IOC倫理規程違反の可能性が高い。賄賂疑惑だ。

また、財源だという官房機密費(内閣官房報償費)は、政府が「内政・外交を円滑かつ効果的に遂行するため、その都度の判断で機動的に使用する経費」と称し、年間10億円を軽く超える。税金なのに領収書不要。官房長官の判断で使い、具体的な使途を明かさない。

馳氏は自慢話の翌11月18日、「文部科学省からも指摘があり、私自身の事実誤認に基づく発言だと確認し、全面的に撤回した」と語って、その後黙っていたが、12月12日の石川県議会での一般質問に「自民党の予算で招致活動を行なった」と答弁変更した。

だが、県議会後のぶら下がり会見では「思い出アルバム作戦の写真が高い理由はクレジット・肖像権のため」「手持ちの参考資料として数冊作成したことは事実」等述べたほかは、「全面撤回した発言について、私から申し上げることはない」と繰り返すのみ。しかし、今回の発言は、不適切な発言などの、いわゆる“失言”とは違う。事実について述べたものを「撤回」などできず、官房機密費は暗闇のままだ。

そもそも馳氏は、大学卒業後プロレス転向前、母校の私立星稜高校での84年4月～85年8月の教員時代に生徒を竹刀で殴る体罰を行っていた。文科相就任後の15年11月20日、BSフジの番組で謝罪表明したが、当時の生徒は恐怖と痛み、深い心の傷を負っただろう。

同じく文科相在任中の16年2月には、岐阜大学が卒業式等で“君が代”斉唱をしない方針を示したのに対し、「恥ずかしい」などと非難。憲法学者96人が「学問の自由を保障する憲法23条違反だ」等の抗議声明を出している。大臣退任後の20年4月にも、女性支援団体の“視察”中に少女の腰に手を当てるセクハラ行為をして抗議文を送られている。

教育者として、またそう名乗る政治家としての適格性は…? 五輪疑惑の全貌解明は急務だ。

@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

○ 高嶋伸欣・琉球大学名誉教授のコメント

馳浩氏は「言ってはいけないはずの官房機密費の話」を、

「東京五輪招致当時の自慢話」として口走ってしまったので、同日中に「撤回する」と言い、責任回避の取り繕いをした。（「繪言(りんげん)汗のごとし」という諺があるが、）言葉を大事にしなければいけない政治家がやることではない。

「内密裏で不正にやっている事実」の情報が漏れ出していることを、裏付けた出来事だ。馳氏の言動の信頼性だけでなく、五輪招致自体が胡散(うさん)臭いと裏付けているという意味で、これからも似たような不正なことが露見してくるのではないか。

五輪自体が歪んだイベントだと言えよう。札幌市での冬季五輪招致は断念するのは当然だ。

○ 立憲民主党の逢坂誠二衆院議員のメルマガ『逢坂誠二の徒然日記』(2023年11月20日)から(自民党の5派閥の政治資金パーティー券問題に言及後、)ところで馳浩石川県知事が、東京五輪の誘致に関し、IOCの委員に対し、内閣官房報機密費で贈答品を渡したという発言をしました。しかし昨日、「事実誤認があった」と発言を撤回するかのような会見をしました。国家機密にかかわることを事実誤認するとは思われません。知事はキチンと説明する必要がありますし、政府からも話を聞かねばなりません。

こんなことばかり発生し、一体、この国はどうなってしまったのか、本当に日々やるせない気持ちです。

2 請願事項(堀川拓郎さんと教育委員は定例会で以下5項1つ1つに具体的意見を述べ採択して下さい)

2-1 (1)2022年11月9日付『読売新聞』等の「東京五輪・パラリンピックを巡る汚職事件で、東京地検特捜部は、大会組織委員会元理事の高橋治之容疑者(79歳)を4度目の起訴…収賄額計1億9800万円で捜査一区切り」との報道、(2)前掲の「1 要望の背景と、要望を伝えて頂きたい相手等」の月刊『紙の爆弾』2024年2月号「ニュースレスQ欄」記事等を踏まえ、以下、実行して下さい。

貴教委はオリパラレガシー“教育”で都教委のようにオリパラを賛美するだけでなく、前記(1)(2)のような汚い面(汚職の犯罪、税金である官房機密費の恣意的支出)こそ、授業等で児童生徒に(できれば保護者にも)、正確に伝えて下さい。できれば堀川拓郎さんや長崎将幸さんから、教育長会や指導室課長会議でもご発言頂きたい。

また、文科省・都教委に対しオリパラレガシー“教育”でオリパラを賛美のはやめ、(1)(2)のような汚い面(汚職の犯罪、税金である官房機密費の恣意的支出)も授業で扱うよう、小中高校・特支校に通知させるよう意見書を出して下さい。

更に長崎将幸さんは、オリパラレガシー“教育”の各校平均の年間授業時間と、計画書等都教委への報告提出義務があるか、明らかにして下さい。

2-2 都教委は2016年4月から6年間も、全公立学校に年間35時間ものオリパラ教育を強制し続け、合計約1億7031万円(15年度決算額。以下同)もの巨費をかけ、都の全公立学校(小学校4年～高校3年)に『オリパラ

学習読本』(約9641万円)、映像教材DVD(約6789万円)、『オリパラ学習読本・映像教材活用の手引』(いわゆる教師用指導書。約601万円)を配布した(この後も、予算を付け続けてしまった)。

本会が2021年8月9日(木)に提出した、五輪憲章の「表彰式では各NOCの旗・歌を使う」に反し、「国旗・国歌使用」とウソを教える都教委流オリパラ教育是正と、市HP一部修正、観戦動員に固執する都教委に対し同種の政治的な“上から”の施策を下ろしてこないよう、求める請願も踏まえ、授業等で児童生徒に(できれば保護者にも)、以下の真実を正確に伝えて下さい。

また、貴教委から都教委に対し、——都教委は『オリパラ学習読本』で、小中高とも“国旗・国歌”に2頁も割き、異常なほどその“意義”を強調し、“国旗・国歌への敬意”に言及する記述もしてしまいましたが、表彰式等で掲揚・演奏するのは、“国旗・国歌”だという記述は誤っており、“各NOC(国際的な五輪活動の国内又は地域内組織)の旗・讃歌、つまりと選手団の旗・歌を使う”というのが正しいです。政治的に思想が偏った、我が都教委の指導部等の官僚が過ちを犯しました。児童・生徒・保護者・教職員の皆さん、本当にごめんなさい。都教育長の浜佳葉子・61歳より。——

といった内容の謝罪・訂正文を、都教委HPと、広報紙『東京の教育』の小・中両方とに掲載するよう、要請して下さい。

2-3 「2-2」については次の周知もお願いします。⇒「(国家権力が)誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」のは、「憲法26条・13条…からも許されない」と判じた、1976年の最高裁旭川学力テスト判決に抵触する記述が、『オリパラ学習読本』にはある。

2-4 今後文科省・都教委が、(働き方改革に逆行する)卒業式等の“君が代”実施状況調査や、ロシアのような国旗への敬礼、オリパラ教育・オリパラレガシー“教育”等、教育内容への政治色の濃い介入をしてきた時は、貴教委は憲法19～21条の「権力は個人の思想・良心・表現の自由を侵してはならない」や、教育基本法第14条2項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」、同第16条「教育は、不当な支配に服することなく」を根拠に、拒否して下さい。

2-5 国語の授業等で「繪言汗のごとし」という諺を教える時は、前記高嶋伸欣・琉球大学名誉教授のコメントを紹介して下さい。

報告事項第30号

「日野宿本陣上段の間」の東京都指定史跡への指定について

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年3月23日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

日野宿本陣「上段の間」の東京都文化財指定（追加指定）について

令和6年3月23日
ふるさと文化財課(金野)

1. 文化財指定（追加指定）の概要

名 称	日野宿脇本陣跡 附 上段の間 1 棟
指定種別	東京都指定史跡（平成 22 年 3 月 23 日指定）
所 在 地	既指定範囲 日野市日野本町二丁目 15 番 9 追加指定範囲 日野市日野本町一丁目
所 有 者	既指定範囲 日野市 追加指定範囲 （日野市日野本町一丁目）
面 積	既指定範囲 2022.43 m ² 追加指定範囲 77.43 m ²
年 代	文久 3 年(1863 年) 上棟 明治 26 年(1893 年) 現在地に上段の間を移築(伝)
内 容	日野宿名主佐藤彦五郎の旧宅である日野宿脇本陣の一部を明治時代に移築したものの。脇本陣で最も格式が高い上段の間と、その次の間である御前の間から成る。
現 状	非公開。所有者宅敷地のほぼ中央に建ち、現在の主屋と廊下で繋がれている。
指定理由	上段の間は日野宿脇本陣の主たる接客空間で、明治時代に史跡指定地外に移築されたが、比較的原形を保ち、歴史の理解に欠かせない建造物であり、附として指定し日野宿脇本陣跡と一体的な保護をはかるため。

2. 指定後の方針（東京都）

・都は、保存活用計画策定を支援し、適切な管理を行い、日野宿脇本陣跡と一体的に保存と活用を推進する。

3. 指定までの流れ

12 月 6 日	東京都の視察 →12 月 14 日教育委員会諮問
12 月 28 日	文化財保護審議会諮問
1 月 16 日	文化財保護審議会
2 月 20 日	文化財保護審議会答申 →所有者同意書提出
3 月上旬	教育委員会議案決定
3 月 28 日	指定書交付

(参考) 東京都文化財保護条例(抄)

第五章 都指定史跡旧跡名勝天然記念物

(指定)

第三十三条 教育委員会は、都の区域内に存する記念物(法第百九条第一項の規定により、史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く)のうち、都にとって重要なものを、東京都指定史跡(以下「都指定史跡」という)、東京都指定旧跡(以下「都指定旧跡」という)、東京都指定名勝又は東京都指定天然記念物(以下「都指定天然記念物」という)(以下これらを「都指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する)に指定することができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者) 【準用】

第六条 都指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める東京都教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という)及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、都指定有形文化財を管理しなければならない。

2 都指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該都指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

(管理又は修理の補助) 【準用】

第十条 都指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、都は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。